

ツキノワグマ出没時対応マニュアル

令和 7 年 10 月 31 日

長野県林務部森林づくり推進課

1 目的

人とツキノワグマ（以下「クマ」という。）との軋轢の多くは、互いの生活域・生息域が重複することに起因していると考えられる。人とクマとの緊張感ある共存関係の再構築のためには、人里にクマを誘引する原因を取り除くとともに、人の生活域に出ていくことに対する忌避感をクマに抱かせ、人とクマが直接的に接しない環境整備・地域づくりを進める必要がある。

一方で、クマが人里周辺に出没し、農林業被害や人身被害を発生させる恐れがある場合（既に発生している場合を含む）、関係者が迅速かつ連携して対応する必要がある。

令和 7 年 9 月 1 日に施行された改正「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（平成 14 年法律第 88 号。以下「鳥獣保護管理法」という。）により、新たに「緊急銃猟」制度が創設された。これに対応するため、「緊急銃猟ガイドライン（令和 7 年 7 月 環境省自然環境局野生生物課鳥獣保護管理室）」の内容に準拠し、改訂したものである。

なお、クマ等が出没した際には、必ずしも緊急銃猟によって対応しなければならないわけではなく、現場の状況を観察した上で、追い払い、捕獲檻の設置等、複数の手段の中から適切な方法を選択して対応することが基本である。

特に、緊急銃猟は、従来発砲できなかった市街地や建物内において、安全確保等の諸条件が満たされ、他の手段では対応が困難な場合に限られる最終手段であり、慎重かつ的確な運用が求められるため、事前準備から実施の流れ、原状回復までの流れを市町村担当者等が理解しやすいよう記載している。

2 クマの捕獲許可基準等

クマの有害捕獲は、長野県第二種特定鳥獣管理計画（第 5 期ツキノワグマ保護管理）において定めた次の個体に対し、申請に基づき、地域振興局又は市町村が許可する。

- ・ 対策を講じても被害を発生させる個体
- ・ 防除地域内に繰り返し出没する個体
- ・ 排除地域に出没し人身被害を発生させる恐れがある個体

なお地域区分を導入している地域における捕獲許可方針は、別表 1 のとおり。

3 出没時の連絡体制

- (1) 地域振興局林務課（以下「地域振興局」という。）は、管内市町村でクマが出没した場合の連絡体制を随時確認するとともに、担当者会議等を活用し、お互いの顔が見える連絡体制の構築に努める。管内市町村担当者間で SNS 等を利活用した情報共有も有効である。また、出没場所が市町村境に近い場合に、隣接市町村が相互に情報を提供し合う体制についても確認する。
- (2) 森林づくり推進課鳥獣対策係（以下「森林づくり推進課」という。）は、人身事故発生等の緊急時に備え、毎年度、連絡網を整備し、地域振興局と共有する。

- (3) 人身事故発生等の緊急時には、別紙 1 により関係機関（市町村、地域振興局、警察署、猟友会、クマ対策員等）が情報を共有する。
- ・ 人身被害が発生した場合や隣接地域振興局との広域的な対応が必要な場合、関係地域振興局と森林づくり推進課が速やかに情報を共有する。
 - ・ 人里で人身事故が発生した場合等は、地域振興局はクマ対策員に出動を依頼し、その概要を別紙 3 により森林づくり推進課と共有する。
 - ・ 被害拡大のおそれがある場合等、森林づくり推進課は収集した情報を整理の上、庁内関係部局と共有し、危機管理対応に当たる。

4 出沒レベルに応じた対応【別表 2】

- (1) 市町村等からの通報を受けた地域振興局は、人身被害等の有無、当該出沒個体の現状等、被害を防止するために必要な内容を確認し、出沒レベルに応じた「対応基準」に基づき対応する。

- (2) 関係機関で必要な情報*の共有が図られているか確認し、適宜情報提供を行う。

※「ツキノワグマ被害発生状況調査票」（別紙 2）を参考に情報を収集・共有する。なお、いつ、何処で、何が（クマか、子連れかなど）、事故・被害の有無・状況、周辺の状況、クマはどうか（森林内へ逃走、集落内に侵入等）など必ず確認する。また、個人情報を含むため、取扱いには十分留意する。

5 クマが住宅街に出沒し、人の生命・身体に危険が生じた場合の対応

- (1) 鳥獣保護管理法を根拠とする場合

- ・ クマが出沒した際は、原則として、鳥獣保護管理法第 9 条第 1 項の許可に基づき対応する。
- ・ 通常は県が許可しているが、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」により、緊急時の捕獲許可権限を市町村長に移譲しており、緊急時には、速やかに危険な個体を排除できる仕組みを設けている。
- ・ 緊急時に市町村が捕獲を許可する場合は別表 3 を参考として判断する。なお、この場合においても鳥獣保護管理法第 38 条の銃猟の制限（禁止）は適用される。
- ・ 鳥獣保護管理法第 34 条の 2 に定める条件を全て満たした場合には、市町村長は、緊急銃猟をすることができる。

- (2) 警察官職務執行法第 4 条第 1 項を根拠とする場合

- ・ 鳥獣保護管理法を根拠とした捕獲（銃猟）が制限（禁止）されている条件下（日の出前、日没後及び人家密集地等の場合）であっても、現場の警察官が、人の生命・身体等に対する危険が切迫しその時点で捕殺しなければならないと判断した場合、警察官職務執行法第 4 条第 1 項を根拠として、現場のハンターに猟銃での捕殺を命ずることができる。
- ・ 上記(1)による対応が困難な場合に警察官職務執行法による対応を検討するとともに、必要に応じて警察官に要請する。

- (3) 刑法第 37 条第 1 項の緊急避難を根拠とする場合

- ・ 上記(1)(2)に拠らず警察官が現場に臨場していない場合であって、クマが今まさに人に危害を加え又は加えようとしている等、人の生命・身体に対する極めて高度な危険が迫って

いる場合は、警察官の命令によらず、先着したハンターの判断で、猟銃による捕殺を妨げない。

(4) 麻酔銃を使用した捕獲対応

住居集合地域等において麻酔銃猟を実施する際には、鳥獣保護管理法に基づく次の許可が必要。

- ・ 鳥獣の捕獲等の許可（同法第9条第2項に基づく申請）※¹
- ・ 住宅集合地域等における麻酔銃猟の許可（同法第38条の2第2項に基づく申請）※²
- ・ 麻酔薬の種類及び量により、危険猟法に該当する場合には、危険猟法の許可（同法第37条第2項に基づく申請）※³

なお、長野県知事許可について、緊急を要する場合は口頭許可により対応できるものとする。

※1・※2 長野県知事許可、※3 環境大臣許可

6 学習（移動）放獣の普及、実施の手順

(1) 学習放獣は、農作物被害を軽減するため、誘引物の除去、電気柵等の設置、緩衝帯整備等と合わせた総合的な対策の一環として、現地の状況に合わせて実施する。また、地域振興局は市町村による(2)～(4)の判断に当たり、クマ対策員等とともに現地立ち合い等により助言に努めるものとする。

(2) 学習放獣は、クマの地域個体群の安定的維持を図るとともに、中長期的な再捕獲低減効果が期待できる。このため、捕獲した個体を全て殺処分するのではなく、若齢個体など被害を再発させない可能性のある個体が放獣可能な状態で捕獲された場合、又は加害個体でないと考えられる個体が捕獲された場合は、

- ① 市町村・地域住民の理解
- ② 放獣対象地
- ③ 放獣に当たる人員確保

の3条件を満たせることを前提に、学習放獣ができる。

(3) 学習放獣の効果が期待できる又は加害個体ではないと考えられる個体の目安は次のとおり。

- ・ 若齢個体（繁殖に参加する前で、概ね1歳半から4歳未満）と幼獣（1歳半未満。親子放獣に努める）
- ・ 耳標（耳タグ）がない個体（加害行為が疑いに留まる場合）で、捕獲許可申請時の加害想定個体の特徴（被害発生場所の足跡、爪跡等の痕跡、周辺を目撃情報等）と捕獲個体の特徴に相違が認められる場合（個体の特徴例：四肢等身体の一部欠損、負傷痕、ツキノワ模様、子連れの有無、足跡の大きさ等）

(4) 学習放獣の効果が期待できない個体の目安は次のとおり。

- ・ 耳標（耳タグ）等により加害行為が複数回と推定できる個体。
- ・ 捕獲許可申請時の加害想定個体の特徴（被害発生場所の足跡、爪跡等の痕跡、周辺を目撃情報等）と捕獲個体の特徴に明確な相違がない場合

(5) ツキノワグマ出没特別警報発出時には、クマの生息域に堅果類等の食べ物がなく、放獣しても里地に再出没する可能性が高いため、当該地域においては、市町村の意向を尊重して検討した上で、(3)に該当する個体であっても、学習放獣を一時休止（捕殺）できる。

- (6) 学習放獣にあたっては、「大型獣緊急捕獲・放獣事業（野生鳥獣総合管理対策事業）」を活用し、放獣に当たる市町村の負担軽減を図る。
- (7) 捕獲個体の履歴管理のため、学習放獣する個体には必ず耳標を装着することとし、地域振興局は装着した耳標番号等を管理する。
- なお、錯誤捕獲は前歴として扱わないことを原則とするので留意する。（1回目 錯誤捕獲、2回目 許可捕獲、の場合は2回目でも初犯の扱い）
- (8) 放獣は、麻酔技術者の指示に従い、放獣作業従事者や周囲の安全に配慮して行う。
- (9) 地域振興局は、クマ対策員等とともに、市町村や地域住民に対し、学習放獣の意義の普及に努める。

7 緊急対応（緊急銃猟を含む）

7-1-1 緊急銃猟制度の概要【国ガイドライン P2】

目 的：人の日常生活圏に侵入した危険鳥獣による人身被害を防止するため、緊急に銃器を用いて捕獲する制度（根拠法令：鳥獣保護管理法第34条の2）

権限主体：市町村長（または委任された担当者）

対象鳥獣：政令で定める「危険鳥獣」のうち、ツキノワグマ及び幼獣を除くイノシシ

実施条件（以下の4条件をすべて満たした場合に実施可能）：

「場所」危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入、またはその恐れが高い

「緊急性」人の生命又は身体に対する危害を防止するため、緊急に対応が必要

「方法」銃以外の方法では迅速な捕獲が困難

「安全性の確保」銃猟による人への危害の恐れがない

※詳細は「緊急銃猟ガイドライン（環境省）」参照

対応方針の決定：緊急銃猟、警察官職務執行法、緊急捕獲などの対応手段について、現場において（※）、市町村・警察・地域振興局の3者が協議し、最も適切な手段を選択することができるようにする。特に発砲の判断など重大な決定については、単独での判断を避け、協議の上で対応する体制を整える。

※必ずしも現場に臨場している状況とは限らないことから、事前に意思決定の代替手段（例：電話等）を確保しておくことが望ましい。

支援体制の強化：現場指揮官（市町村職員等）が単独で全ての判断を担うことがないよう、警察および地域振興局が法的根拠や安全面に関する支援を行い、関係機関連携による対応を基本とする。

7-1-2 他制度との違い

- ・鳥獣保護管理法第9条に基づく許可捕獲（有害鳥獣捕獲）との違い

有害鳥獣捕獲は、主として鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防

止を目的とし、県知事の許可により捕獲するもの。

緊急捕獲は、緊急時の捕獲許可を市町村長が条例に基づいて出すことで実施され、銃猟に限らず、捕獲檻の設置なども含まれるもの。

緊急銃猟は、人の生命又は身体に対する危害の防止を目的とし、市町村長の判断により銃猟により緊急に捕獲するもの。

- ・警察官職務執行法第4条第1項に基づく措置との違い

警察官職務執行法第4条第1項は、現場の警察官が、人の生命・身体等に対する危険が切迫し、その時点で捕殺しなければならないと判断した場合、現場のハンターに猟銃での捕殺を命ずることができるもの。

鳥獣保護管理法第34条の2は、市町村長が権限主体となり、緊急銃猟の4条件をすべて満たした場合に実施可能となるもの。

チェックリスト表 1 「緊急銃猟が可能となる 4 条件の確認」【国ガイドライン P51～65】

緊急銃猟が可能な状況とは、以下の①から④の条件をすべて満たす場合である。

① 「場所」人の日常生活圏への侵入

□危険鳥獣が人の日常生活の用に供されている場所又は乗物に侵入していること又は侵入するおそれ大きい。

- ・「危険鳥獣」は、ツキノワグマ及びイノシシ（幼獣を除く）。
- ・「人の日常生活の用に供されている場所」は、住居、広場、生活用道路、商業施設、農地、倉庫、畜舎、ビニールハウスその他の勤務地等。（登山道のような、生計を立てるなどする過程で通行する必然性のない場所は、人の日常生活の用に供されている場所に含まない。）
- ・「人の日常生活の用に供されている乗物」は、電車、自動車、船舶等。
- ・「侵入するおそれ」は、ごく近傍の場所に、興奮し、又は人の日常生活圏付近への侵入を繰り返してきたと考えられる個体がいるなど、人の日常生活圏への侵入の蓋然性が大きい場合。一方、単に山野にいる危険鳥獣を「いつか人の日常生活圏に侵入するおそれがある」と解釈し、緊急銃猟によって捕獲することはできない。

② 「緊急性」人への危害を防止する措置が緊急に必要

□危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要がある。

- ・人の日常生活圏に侵入した場合には人の生命身体に危害を生ずるおそれが大きいため、基本的には「人の生命又は身体に対する危害を防止するための措置を緊急に講ずる必要」の条件に該当する。
- ・追い払い等により、現に人の日常生活圏の外に危険鳥獣が移動しており、人の気配や音に対して敏感に反応し、すぐに逃走するなど警戒心が強く、人を避ける行動をとっている状態等から、当該個体が再度侵入するおそれが十分に低いと考えられるような場合等は、緊急銃猟をする必要があるとまではいえない。

③ 「方法」銃猟以外の方法では困難

□銃猟以外の方法にでは的確かつ迅速に当該危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難である。

- ・銃猟以外の方法で危険鳥獣を捕獲する方法としては、状況に応じて「はこわな」などの使用が考えられるが、いずれも危険鳥獣を迅速に捕獲することには適しておらず、基本的には「銃猟以外の方法では困難」の条件に該当する。
- ・銃猟以外の方法によっても的確かつ迅速に捕獲等を行うことができる場合の例として、危険鳥獣であっても幼獣（※）であって、網等を用いることによって作業者の危険を伴わず、かつ速やかに捕獲等を行うことができる場合などが想定される。
- ※一律に幼獣といっても大きさによって危険性が異なることに留意する。クマの場合、当歳仔（その年生まれ）の秋頃までは網等でも対応可能であるが、10 キロを超える冬頃には人間が上に乗っても四つ足で立ち上がるほどの力があるため、幼獣といってもリスクが高い。一方、イノシシの幼獣については、銃猟以外の方法でも対応できるものと考えられる。

④ 「安全性の確保」銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがない

□銃猟によって人に弾丸の到達するおそれ、その他の人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれがない。

- ・「銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶ場合」は、人の生命身体に対する危害の防止という緊急銃猟の趣旨と矛盾する結果を生ずることとなるため、銃猟は許容されない。
- ・「銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれがある場合」は、人が弾丸の発射地点からバックストップまでの間にいるなど、人に弾丸の到達するおそれがある場合、引火物や爆発物が弾丸の到達するおそれのある範囲にあるなど、銃猟によって火災や爆発が生じて人に危害が及ぶおそれがある場合、弾丸によって負傷した危険鳥獣が絶命するまでに人を攻撃するおそれがある場合などが想定される。
- ・「銃猟によって人の生命身体に危害が及ぶおそれを排除するための観点」は、次のとおり。
 - 観点 1 銃・弾丸の種類
 - 観点 2 バックストップと跳弾
 - 観点 3 その他の留意事項の確認
 - 観点 4 視界の確保が困難な場合の注意点

7-2 緊急対応（緊急銃猟を含む）に備えた平時の事前準備

7-2-1 平時の事前準備

市町村は、「ツキノワグマ出没時対応マニュアル（長野県）R7.10」を参考に、地域の実情に応じた連絡体制、捕獲者リストを作成するなど、緊急対応に備えたマニュアルを作成することが望ましい。

さらに、「緊急銃猟ガイドライン（環境省）R7.7」等も参照して理解を深めるなど、緊急対応に備えた平時の事前準備が重要である。

7-2-2 役割分担

1) 市町村長（または委任された職員）

- ・緊急銃猟の実施判断、安全確保、都道府県への応援要請の権限を有する。
 - ・指揮命令系統の混乱を防ぐため、権限委任の内容を文書化し、関係部署に周知する。
- ※市町村長が現場で指揮等を行うことは通常想定されないため、現場で指揮等を行う市町村職員に権限を委任しておく。

2) 市町村担当者（☆農林担当 or 鳥獣担当、★総務担当、広報担当…）

〈事前準備〉

- ・緊急対応時の関係機関、関係者をリスト化し、連絡体制（連絡網）を構築する（夜間・休日を含む）。
- ・市町村、地域振興局、捕獲者、警察、消防等と連携して、緊急出没訓練等を実施する。

〈初動対応〉

被害、目撃情報の収集・集約 ☆

- ・被害、目撃情報の収集・集約を行う。（可能な限り正確な情報の把握に努める。）

関係部署、関係機関等との情報共有 ☆

- ・市町村関係部署、県、警察、捕獲者等との情報共有を行う。

現場の指揮・命令、捕獲、搜索、警戒（パトロール）体制の検討、調整、指示 ☆

- ・現場（特に加害個体の所在や状態、周囲の状況等）を確認し、指揮・命令、捕獲、搜索、警戒（パトロール）体制の検討、調整、指示を行う。

住民への注意喚起・情報発信 ★

- ・住民の安全確保のため、防災無線、防災メール、有線放送、看板の設置、広報車、個別訪問、回覧板、自治会への連絡、学校への周知、自治体のホームページ、SNS 等による広報を行う。

学校、教育施設等の対応・調整 ★

- ・保育園、学校等の休校、登校体制の検討

〈緊急対応（緊急銃猟を含む）〉

現場の指揮・命令、安全確保、緊急銃猟の実施、原状回復、損失補償等 ☆

- ・緊急対応（緊急銃猟を含む）実施の実質的な責任者として対応にあたる。
- ・緊急銃猟の実施の判断、市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う。
- ・周辺道路等において、通行制限を行う。
- ・周辺住民への広報、避難誘導を行う。
- ・緊急銃猟の様子をビデオカメラ等で撮影して記録する。

※ビデオカメラ等による撮影は、捕獲者が希望した場合等、捕獲者の了承を得ている場合のみ、市町村の責任のもとに捕獲者が対応した内容を後から証明できるよう実施。

- ・緊急銃猟や土地の立入りの際に、場所の管理者、地権者と調整を行う。
- ・捕獲個体の処分を含む原状回復を行う。

〈その他、出沒防止対策、事後処理〉

- ・誘引物の除去、侵入防止対策の検討、出沒原因の調査 等 ☆

【表 2：市町村担当者役割分担・担当者名簿の例】

役割	所属部署	主担当者 職氏名	連絡先 (平日昼間)	連絡先 (夜間・休日)
現場指揮官	〇〇課	〇〇係長 〇〇〇〇	0000-00-0000	000-0000-0000
情報管理担当	〇〇課	〇〇係長 〇〇〇〇	0000-00-0000	000-0000-0000
安全管理担当	〇〇課	〇〇係長 〇〇〇〇	0000-00-0000	000-0000-0000
広報担当	〇〇課	主任 〇〇〇〇	0000-00-0000	000-0000-0000
捕獲担当	〇〇課	主任 〇〇〇〇	0000-00-0000	000-0000-0000
記録担当	〇〇課	技師 〇〇〇〇	0000-00-0000	000-0000-0000

- ・現場指揮官:現場の全権を掌握し、緊急銃猟の実施・中止の最終判断を下す。
- ・情報管理担当:住民からの通報、現場の状況、関係機関からの情報等を集約・整理し、指揮官の判断を補佐する。
- ・安全管理担当:立入禁止区域の設定・管理、住民の避難誘導、など、現場の安全対策全般を統括する。
- ・広報担当:住民への注意喚起、報道機関への対応を一元的に行う。
- ・捕獲担当:捕獲の技術を有する者(捕獲者)の選定、連絡調整、捕獲者の安全管理、現場での管理を行い、銃猟の技術的な側面から指揮官に助言する。
- ・記録担当:緊急銃猟時の出沒、捕獲、対応等を記録する。

3) 捕獲の技術を有する者(捕獲者)

加害個体の搜索、警戒(パトロール)、捕獲檻の設置等

- ・加害個体の搜索、警戒(パトロール)、捕獲檻の設置等を行う。

許可に基づく捕獲(緊急銃猟を含む)の実施

- ・実際に銃猟を行う(捕獲者)。
- ・その他、捕獲者の付近で技術的サポートをする者や照明や盾などで物理的にサポートを行う。

4) 地域振興局(○林務課、●総務管理課(参考)等)

市町村の支援 ○

- ・地域振興局は、市街地にクマが出沒した際には、市町村、警察と連携して対応を行う。

- ・地域振興局は、「現場指揮官の補佐」として、法的判断や安全管理面での助言・支援を行う。

- ・市町村の要請に応じ、緊急対応に必要な人員を確保・派遣し、市町村を支援する。

（リエゾン派遣は総務管理課等と調整して対応する場合もある●）

- ・市町村が緊急対応に要した経費を支援する。

被害状況の把握、情報共有、連絡調整 ○

- ・緊急対応時に被害状況を把握し、関係部署、関係機関と情報共有、連絡調整を行う。

技術的な助言 ○

- ・緊急対応に際し、法令（捕獲許可）等に関する技術的な助言を行う。

- ・野生鳥獣の生態等に詳しい専門家（県クマ対策員など）の派遣を行う。

- ・事後に出没原因の調査、被害防止への助言を行う。

ICT 機材や装備品の貸与等（緊急調査を含む） ○

- ・センサーカメラ等の貸与、ドローン等による緊急調査による支援を行う。

注意喚起・情報発信 ○

- ・地域への注意喚起、情報発信を行う。

5) 林務部森林づくり推進課

市町村の支援

- ・市町村の支援、応援体制を確保する。

- ・市町村が緊急対応等に要した経費を支援する。

被害状況の把握、情報共有、連絡調整

- ・緊急対応時に被害状況を把握し、関係部署、関係機関と情報共有、連絡調整を行う。

技術的な助言

- ・野生鳥獣の生態等に詳しい専門家（県クマ対策員など）の派遣を行う。

- ・過去の対応事例等の紹介 等

ICT 機材や装備品の貸与等（緊急調査を含む）

- ・センサーカメラ等の配備、ドローン等による緊急調査による支援を行う。

注意喚起・情報発信

- ・県民への注意喚起、情報発信を行う。

総合的な調整

- ・長野県野生鳥獣被害対策本部会議など総合的な調整を行う。

6) 環境部環境保全研究所

調査・研究

- ・捕獲個体の分析、調査、研究を行い、出没防止対策等への助言を行う。

7) クマ対策員

被害状況の把握・現場検証

- ・出没要因や出没経路の検証を行い、出没防止対策等への指導・助言を行う。

8) 警察

交通規制・誘導、安全確保、パトロール、注意喚起、警察官職務執行法（第4条第1項）に基づく駆除命令

- ・警察は、市街地にクマが出没した際には、市町村、地域振興局と連携して対応を行う。
- ・警察は、「現場指揮官の補佐」として、法的判断や安全管理面での助言・支援を行う。

9) 消防

- ・負傷者の救護・搬送を行う。

【表3：緊急対応（緊急銃猟を含む）概要の整理】

対応段階 ⇒	1. 通報受付 ～関係機関への 連絡、情報共有	2. 現場臨場 ～状況確認 ～緊急対応の 方向性検討	3. 捕獲許可、 計画調整、 安全確保等	4. 捕獲等の実施	5. 事後処理
現場指揮官 (権限主体)	・ 出動命令と緊急対応体制構築 ・ 関係機関への第一報	・ 緊急銃猟の条件確認 ・ 安全確保措置計画の調整指示 ・ 銃猟計画の調整指示	・ 安全計画の承認 ・ 銃猟計画の承認 ・ 安全確保措置の確認 ・ 緊急銃猟条件の最終確認 ・ 捕獲者へ証票交付と銃猟指示	・ 安全確保措置の状況を監督 ・ 捕獲等の実施状況を監督 ・ 中止の判断, 指示	・ 安全措置解除命令 ・ 損害確認と事後検証
情報管理 担当	・ 通報内容の集約, 分析 ・ 関係者への情報共有	・ 計画策定に必要な情報の提供 ・ 緊急連絡体制の維持	・ 指揮命令の伝達補助 ・ 各所の状況把握 ・ 状況変化の情報共有	・ 指揮命令の伝達補助 ・ 各所の状況把握 ・ 状況変化の情報共有	・ 関係機関への報告 ・ 再発防止策等の提言
広報担当	・ (必要に応じ) 初期の注意喚起 ・ 報道機関の初期対応	・ 広報計画の策定 ・ 各種広報の準備	・ 住民への避難指示 ・ 注意喚起の広報	・ 報道機関の統制 ・ 不正確な情報の訂正	・ 事態収束の発表 ・ 損失補償手続きの案内
安全管理 担当	・ 現場の危険度の初期評価 ・ 潜在的リスクの洗い出し	・ 安全確保措置の調整 ・ 必要人員、資機材の計画	・ 安全区域の設営と管理 ・ 住民避難の実施, 完了確認	・ 安全区域の維持 ・ 捕獲者の安全監視	・ 現場の原状回復統括 ・ 安全措置の撤収
捕獲担当	・ 捕獲者への連絡調整 ・ 捕獲者の状況把握	・ 技術的見地からの戦術的助言 ・ 捕獲者との調整, 情報集約	・ 捕獲者への証票交付補佐と指示伝達 ・ 捕獲者の最終指示受領の確認	・ 捕獲者を支援, 監督 ・ 指揮官との連絡調整	・ 捕獲状況の報告 ・ 捕獲個体の処理
記録担当	・ 対応経過の記録開始 ・ 初期判断の記録	・ 計画内容の文書化, 図面等による計画の可視化	・ 緊急銃猟条件の最終確認プロセスの記録 ・ 証票交付の記録	・ 発砲時刻等の記録 ・ (許可を得て) 映像記録の撮影	・ 全記録の整理, 保管 ・ 報告書の作成
捕獲者	・ 出動準備と装備確認 ・ 現場状況の技術的評価	・ 捕獲戦術の助言 ・ 射撃位置, 射線, 使用銃器の提案	・ 証票の受領と着用 ・ 最終指示の受領	・ (銃猟を含む) 捕獲等の実施 ・ 止めさしの実施	・ 捕獲個体の最終確認 ・ 捕獲個体の処理
地域振興局	・ 通報を受け、市町村を総合的に支援 ・ 関係機関へ情報共有	・ 現場臨場し、関係者と連携し状況把握 ・ 緊急対応の方向性検討の助言	・ 捕獲許可, 計画調整, 安全確保等市町村を総合的に支援 ・ 関係機関の連絡調整	・ 捕獲安全措置等市町村を総合的に支援 ・ 関係機関の連絡調整	・ 市町村の事後処理を支援 ・ 関係機関への報告 ・ 再発防止策等の提言
森林づくり 推進課	・ 通報を受け、市町村を総合的に支援 ・ 関係機関へ情報共有	・ 関係機関へ情報共有 ・ 関係機関の連絡調整	・ 関係機関へ情報共有 ・ 関係機関の連絡調整	・ 関係機関へ情報共有 ・ 関係機関の連絡調整	・ 関係機関へ情報共有 ・ 注意喚起, 情報発信
環境保全 研究所	—	—	—	—	・ 捕獲個体の分析 ・ 調査, 研究
クマ対策員	—	—	—	—	・ 出沒要因や出沒経路等の事後検証 ・ 再発防止策等の助言
警察	・ 関係機関への第一報 ・ 現場の危険度の初期評価 ・ 潜在的リスクの洗い出し	・ 現場臨場し、関係者と連携し状況把握 ・ 緊急対応の方向性検討, 安全確保措置, 射撃位置, 射線等捕獲計画への助言	・ 安全区域の設営と管理の支援 ・ 住民避難の実施と完了確認 ・ 安全確認	・ 安全区域の維持 ・ 捕獲者の安全監視 ・ 安全確認	・ 現場検証 ・ 現場の最終安全確認
消防	・ 関係機関への第一報 ・ 被害者の救護, 搬送	—	—	—	—

7-2-3 定期的な会議、訓練等の実施【国ガイドライン P19】

定期的（年に 1～2 回程度）に関係者が参集して会議を開催し、互いの役割の確認、連絡体制の更新、情報共有の方法などについて確認することが望ましい。

また、緊急対応（緊急銃猟を含む）の机上訓練（シミュレーション）及び実地訓練（安全確認、銃器操作等）を実施するなど、対応手順や留意点を確認することが望ましい。

訓練等で抽出された課題、改善点を市町村ごとに作成するマニュアルに反映することが望ましい。

7-2-4 装備・備品の確保【国ガイドライン P24～26】

【備品リスト（例）】

- ☐ ヘルメット、☐ 防護盾、☐ クマ撃退スプレー、☐ プロテクター、
- ☐ 無線機（デジタル簡易無線）、☐ 衛星電話、☐ 携帯電話、
- ☐ 緊急銃猟を行う捕獲者の証票、☐ 緊急銃猟のための土地の立入り等の証票、
- ☐ 自治体が作成する対応マニュアル、☐ 緊急銃猟ガイドライン、
- ☐ 緊急銃猟時の確認チェックリスト、☐ 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト、
- ☐ 車両、☐ トラック、☐ 土嚢、☐ 立入禁止テープ、☐ カラーコーン、
- ☐ バリケード、☐ 照明器具等、☐ 警告看板、☐ メガホン、☐ ブルーシート、
- ☐ 原状回復に必要な道具類、☐ ビデオカメラ、☐ デジタルカメラ 等

※ 本リストに掲載する備品は一例であり、一つでも欠ければ緊急銃猟が実施できない訳ではない。

※ 装備・備品は、定期に員数と動作状況を確認する。

7-2-5 保険の加入【国ガイドライン P27】

緊急銃猟の実施に伴い発生した第三者の財物損害などに対応するため、緊急銃猟時補償費用保険に加入することが推奨される。（保険料は交付金対象）

【緊急銃猟時補償費用保険の概要（例）】

(1) 補償内容

緊急銃猟の実施に伴い発生した第三者の財物損害などに対して、自治体が行う損失補償に要する費用を 3,000 万円限度に補償。

自治体は、環境省が定める「緊急銃猟ガイドライン」に基づき損失補償額を算出することを前提としており、本保険では、同ガイドラインで定められた、発射された弾丸の貫通や跳弾により建物が損壊したことによる損失等に対する損失補償を対象。※

(2) 保険料

自治体から申告いただく、前年度の危険鳥獣の出没件数に応じて決定。

（参考保険料：保険期間 2025. 9. 1～2026. 6. 1 で 3～10 万円）

(3) 保険始期

「緊急銃猟制度」の運用が開始となる 2025 年 9 月 1 日以降の保険始期。

※ 万が一、緊急銃猟により人身事故が発生した場合には、国家賠償法に基づく国家賠償請求により対応されるほか、自治体が賠償責任を負うケースにおいては、当該自治体が対応。

7-3 クマ出没時の対応

7-3-1 通報時の対応【国ガイドライン P28】

クマの出没に関する通報を受けた市町村は、目撃者から現場の状況を適切に聞き取る。

警察が第一報を受けた場合は、警察からの情報を確認し、必要に応じて目撃者から再聴取を行う。夜間対応に備え、市町村はあらかじめ夜間対応の連絡窓口を設定しておくことが望ましい。

聞き取りには、事前に「出没情報記録票」等として様式を定めておくことが有効である。

【目撃者から聞き取ることが望ましい項目】

項目	詳細
通報者	氏名、連絡先、通報(認知時間)等
人身被害	クマによる怪我の有無や程度 (人身被害が発生または発生の恐れが高い場合は、緊急対応)
物損被害	クマによる物損の有無や程度
出没の種類	目撃、痕跡、その他
出没日時	クマを目撃した日時 ※同一個体と見られるクマについて目撃者が複数いる場合、全員から聞き取った目撃日時を繋げてクマの移動方向を推測、最後の目撃地点から警戒範囲を推測する。
出没場所	地番(位置や座標)、 周辺環境(住宅地、学校付近、農地、山林、河川等)、 誘引物(果樹、ゴミ集積所等)となるものの有無
クマが向かった方向	クマが向かった方向(山野なのか人の日常生活圏なのか)を把握
目撃したクマの情報	頭数(親子?)、大きさ(大型犬とくらべてどうだったか)、行動、 人に対してクマはどのような行動をとったか (○方向へ逃げた／逃げずにその場に留まっている／向かってきた(威嚇してきた)／○周辺をうろついている(徘徊している)／人に気付いていない・気にしていない／○を食べていた等) ※クマと判断した特徴も確認する。
目撃した人の情報	目撃時の行動、目撃後の対応
対策内容 (出没を受けて実施)	関係機関への通報の有無、注意喚起、誘引物除去、追い払い、捕獲
対策内容 (出没前から実施)	誘引物除去、刈払い、その他

7-3-2 緊急対応(緊急銃猟を含む)の初動

通報の聴取情報に基づき、事案の信憑性と緊急度を判断、人身被害が発生している、または発生の危険性が極めて高いと判断される場合は、最優先で緊急対応する。

人の日常生活圏にクマが出没した場合は、住民等に対する注意喚起、広報が必要になる。

緊急対応が必要と判断される場合は、直ちに「緊急連絡体制図」(様式1)に従い、関係機関に第一報を伝達する。

【伝達先と優先順位】※消防、警察から第一報が入る場合もある

優先度1: ☐所轄消防署(被害者救護) ☐所轄警察署(安全確保)

優先度2: ☐現場指揮を執る市町村職員(緊急対応)→担当職員→関係部署

優先度3: ☐捕獲者(出動要請) ☐地域振興局林務課(支援要請) など

7-3-3 現場への派遣、臨場と状況確認

現場指揮を執る市町村職員を含む緊急対応班（原則 2 名以上で行動）を現場へ急行し、安全確保を最優先に通報内容の事実確認を行う。

現場では、地形、建物の配置、住民の状況、加害個体の位置と状態を目視で確認し、情報を集約する。正確な状況把握が、緊急対応の方向性を決定する根拠となる。

【現場で確認すべき項目と緊急対応の方向性】（概要であり状況によって変化）

- ☐ 周辺の安全性が確保されているか（加害個体が潜んでいる可能性も含む）
- ☐ 被害者の救護状況（消防が到着するまでの応急救護）
- ☐ 加害個体が確認できるか
 - ☐ 加害個体が確認できた場合
 - ☐ 加害個体の状態
 - ☐ 加害個体の捕獲等が可能か
 - 追い払い、許可捕獲、緊急捕獲、緊急銃猟、等を検討
 - 加害個体を見失い、監視、追跡が困難な場合 → 警戒パトロール、注意喚起
 - ☐ 緊急銃猟の実施を検討
 - 実施計画の調整、安全の確保措置等
 - 緊急銃猟が可能となる 4 条件を確認
- 「場所」
 - ☐ 住宅、学校、商業施設等の建造物内または敷地内か
 - ☐ 農地、公園、河川敷等で、安全確保が可能な場所か
- 「緊急性」
 - ☐ 人を攻撃・威嚇、興奮状態（繰り返し唸る等）にあるか
 - ☐ 建造物内や袋小路に追い詰められ、パニック状態にあるか
 - ☐ 学校、病院、多数の人が集まる施設の至近距離か
 - ☐ 通学路や避難経路を塞ぎ、住民の安全な移動を妨げているか
- 「方法」
 - ☐ 銃器使用以外の手段で危険を排除できないか
 - ☐ 追い払いで安全な方向（山林等）へ誘導する時間的・空間的余裕はあるか
 - ☐ 麻酔銃による捕獲が可能で、その方が安全か
- 「安全性の確保」
 - ☐ 発砲想定区域へ立入を完全に規制できるか（通行止め、避難誘導）
 - ☐ （捕獲対象から半径 200m 以内）住民を屋内退避できるか
 - ☐ 捕獲者、他の職員、住民の安全な待避場所は確保できるか
 - ☐ 発砲方向に跳弾や貫通のリスクがない確実なバックストップ（土手、擁壁等）はあるか
 - 4 条件が満たされない場合
 - 緊急銃猟以外の方法で対応 → 捕獲檻の設置、監視等を検討
- ☐ 加害個体が確認できない場合
 - 加害個体の発見に向けた対策：搜索（痕跡の追跡、ドローン調査等）
 - 被害の拡大防止策：警戒パトロール、センサーカメラの設置、注意喚起
 - 捕獲に向けた対策：捕獲檻の設置、センサーカメラの設置

7-3-4 注意喚起、広報【国ガイドライン P29】

クマが人の日常生活圏に出没した場合は、住民に対する注意喚起が必要になる。

住民への注意喚起は、以下のような方法で状況に応じ柔軟に対応する。

- ・ 広報車、個別訪問 ・ 防災無線、防災メール ・ 自治体のホームページ、SNS
- ・ 回覧板、自治会への連絡、学校への周知、看板の設置 等

【防災無線放送内容（例）】

- 例1) □□市からクマの目撃情報についてお知らせです。
本日、夕方、○○地区（××集落）において、クマの目撃がありました。
市は、警察、県、猟友会と連携し、○○地区付近を中心に巡回しています。
付近の住民の皆さまは、不要な外出を控え、屋外での作業や散歩などは十分にご注意下さい。
なお、クマを見かけた場合は、□□市役所 ◇◇課 電話 0000-00-0000 又は□□警察署 電話 0000-00-0000 までご連絡ください。
- 例2) ○○地区（××集落）に出没したクマの所在が依然確認できていない状況です。
市では、引き続き、○○地区付近を中心に市内を巡回するとともに、クマが出没するような箇所にセンサーカメラを設置するなどの対策も講じています。
今回クマが出没した付近の住民の皆さまは、不要不急の外出を控え、やむを得ず屋外で作業等を行う場合は、ラジオや鈴などを携帯し、出来る限り単独行動を控えるようにしてください。
また、林地や藪などクマが潜んでいそうな場所には近づかないようにしてください。
なお、学校、保育園等の登下校時には、地域の皆さまの通学路周辺の見守り活動なども十分にご注意いただきながら、ご協力いただきますようお願いいたします。

【防災メール、SNS 周知内容（例）】

- 例3) ○○地区（××集落）の建物内にクマが侵入し、膠着状態となっています。
人身被害を未然に防止するため、クマの捕獲を計画しています。これに伴い、令和○年○月○日○時頃より、○○地区周辺において、通行制限を行います。
クマ及び銃猟による危険があるため、近づかないようお願いします。
ご理解とご協力をいただきますようお願いいたします。

【クマ出沒注意看板（例）】



7-4-1 緊急銃猟による捕獲等の選択可否に係る判断【国ガイドライン P29】

市町村は、加害個体を当該地域から排除する必要があると判断した場合、緊急捕獲、許可捕獲、捕獲檻の設置、追い払い等を検討する。

あわせて、緊急銃猟による対応が可能かどうかを判断するため、鳥獣保護管理法に定められた4つの条件をチェックリスト表1に基づいて確認する。

【緊急銃猟の条件及び人の日常生活圏の考え方】【国ガイドライン P30】

○ 緊急銃猟が可能な条件

- ・ 危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入し、
- ・ 危険鳥獣による人の生命又は身体に対する危害を防止する措置が緊急に必要で
- ・ 銃猟以外の方法では的確かつ迅速に危険鳥獣の捕獲等を行うことが困難であり
- ・ 避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合

※「避難等によって地域住民等に弾丸が到達するおそれがない場合」の条件を満たすかは、現場で行う。

○ 人の日常生活圏の考え方

緊急銃猟が実施可能な範囲は、人の日常生活圏とその付近に限定される。ここでいう人の日常生活圏とは、人が生計をたて、普段活動する過程で行動する範囲を指している。

例えば住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる。また、法第38条に規定される住居集合地域等も、人の日常生活圏に含まれる。

これらに条件を満たす見込みが十分にある場合、捕獲関係者と連携して緊急銃猟の実施に関する計画の調整を進める。

7-4-2 緊急銃猟に関する計画の調整【国ガイドライン P32】

通報を受けた市町村、地域振興局、警察、捕獲者等は、迅速に現場に臨場し、加害個体の所在や状態、周囲の状況等を慎重に確認する。

緊急銃猟の4条件を満たすと判断された場合、市町村職員を中心に、以下の事項について、警察及び捕獲者、地域振興局等の助言を得て、緊急銃猟に関する計画を調整する。

現場状況によって、様々なケースが想定されるため、出沒想定訓練等の事前準備が重要になる。また、過去の緊急対応事例は参考情報に記載する。

【調整事項】

- ☐ 安全確保の方法（通行規制、避難誘導等）
- ☐ 発砲手順（射界・射線の確認、発砲許可の合図等）
- ☐ 捕獲者の配置と支援体制
- ☐ 役割分担と動線の整理
- ☐ 逃走・攻撃時の対応シナリオの検討

【留意事項】

- ☐ 加害個体を不用意に刺激しない
- ☐ 緊急銃猟の実施に必要な条件が整っているかを再確認
- ☐ 現場状況に応じた柔軟な対応を可能とする体制づくり

7-5 県に対する応援の要請【国ガイドライン P33】

市町村は、クマの出没や被害の発生等を報告する際に、地域振興局林務課に対して口頭で応援を要請することができる。

県は、要請を受けた場合、迅速に市町村を支援する。

7-6 安全を確保するための措置の実施【国ガイドライン P36～46】

7-6-1 安全確保措置の検討

市町村は、緊急銃猟の実施に際し、人の生命又は身体に対する危害を防止するため、危害が及ぶ可能性のある範囲への立入制限を検討する

安全管理担当者は、以下の情報を踏まえて通行禁止・制限範囲を立案する。

- ☐警察の助言（住民避難・交通規制等）
- ☐実際に用いる銃器の性能や弾丸の種類・性質
- ☐捕獲者の知識や経験
- ☐地域振興局の技術的支援

【通行制限範囲の設定】

- ☐加害個体又は捕獲者を中心に設定
- ☐円形に限らず、射線方向・跳弾リスク・地形等を考慮して柔軟に設計

【安全確保の留意点】

- ☐バックストップや矢先の状況
- ☐跳弾の可能性
- ☐人家・人の配置（被害対象）（マスコミ取材の規制含む）
- ☐周囲の地形
- ☐交通の状況
- ☐加害個体の移動範囲（常に移動している場合は安全確保が難しく、銃猟は困難）
- ☐夜間（日出前及び日没後）は、照明が必要 等

7-6-2 住民の避難

市町村は、地域振興局および警察と連携し、通行禁止・制限範囲にいる住民や通行者を安全な場所へ退避（避難誘導）させる。

クマがいる状況で、建物外に出て避難することが困難な場合は、屋内避難をさせ、屋外に出ないように呼びかける。

避難誘導は、広報車、防災無線、メール、SNSなどを活用して周知する。

- ☐住民や通行者の安全な場所への退避（避難誘導）

7-6-3 通行の禁止・制限を実施する場所の管理者等への協議・事前連絡・住民への周知

市町村は、地域振興局、警察と連携し、通行の禁止・制限等交通規制を行う。

通行制限を実施する際には、以下の管理者等と事前に協議・連絡を行う。

- ☐警察署（道路の通行規制）
- ☐鉄道管理者（JR、しなの鉄道等）
- ☐道路管理者（国土交通省、県建設事務所等）
- ☐索道事業者
- ☐環境省（国指定鳥獣保護区の場合）

通行制限は、車両又は職員等を道路上に配置して行う。配置をする際には、必要に応じて警察と現地等で調整の上、通行がないことを確認したうえで配置を行う。三角コーンの設置など、道路法上の工作物等と見なされるものを道路に配置する場合は、道路管理者の許可を受けなければならないことに留意する。

退避者、第三者、マスコミ等が、通行制限区域の範囲内に入らないよう、広報車や防災無線、防災メール等の周知ツールを使用し呼びかけを行う。

□ウェブサイト（市町村ホームページ又は SNS 等）で通行制限を行う場所・期間・制限の内容を明示する。

7-7 捕獲関係者の配置・安全確保【国ガイドライン P47～50】

市町村は、警察、地域振興局と連携して、捕獲関係者等の安全が確保されるよう、必要な措置を講じる。

【安全確保のポイント】

□加害個体との距離の確保

捕獲者と加害個体との間に十分な距離を確保し、回避可能な位置関係を保つ。

□人員配置の最小化

銃射や跳弾のリスクを低減するため、銃猟を実施する区域への人員配置は必要最小限とする。

□捕獲関係者の装備

ヘルメット、防護盾、クマ撃退スプレー、連絡手段等の装備を配備するよう努める。

連絡手段等は、捕獲関係者等間で必要な情報共有を行うため、無線機を配備する。

屋外で夜間（日出前及び日没後）の場合や、暗い建物の中の場合は照明を用意する。

□捕獲者の支援体制

銃器を使用する捕獲者が加害個体の捕獲に集中できるよう、市町村、警察、地域振興局が連携して支援を行う。人の日常生活圏では予測困難な事態が発生する可能性も高く、市町村、警察、地域振興局、捕獲者が連携して、現場対応にあたり、状況判断と対応方針を協議し、関係法令の違反が生じないようにする。

□加害個体を見失った場合の対応

- ・速やかに地域住民への周知（防災無線等）を徹底する。
- ・捜索体制の整備（ドローン等の活用）
- ・警戒パトロールの実施

□手負い個体への対応の準備

- ・複数の射手を配置し、止めさしの体制を整備
- ・加害個体の損傷状況（負傷部位、移動方向等）を関係者間で共有
- ・物陰への潜伏リスクに備え、慎重な追跡を実施

7-8 捕獲者（緊急銃猟を実施させる者）の選定、証票の交付、留意点の伝達

【国ガイドライン P66～71】

7-8-1 捕獲者の選定

市町村は、緊急銃猟を実施する捕獲者について、事前に要件を確認し、名簿化（参考様式1）しておくことが望ましい。選定にあたっては、「緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト（別表4）」等を活用する。

【確認すべき要件】

- ☐ 狩猟免許の種類
- ☐ 銃の所持許可
- ☐ 捕獲経験（止めさしの経験を含む）
- ☐ （夜間銃猟の場合は）夜間銃猟安全管理講習の修了状況
- ☐ 根拠資料の有無と最新性の確認

7-8-2 証票の交付

市町村は、緊急銃猟を実施する捕獲者に対し、証票（ゼッケン等）を交付・着用させることで、緊急銃猟の実施が可能となる。

【証票交付上の留意事項】

- ☐ 証票は、外見上明確に識別できるものとする
- ☐ 捕獲者の人数分を準備する
- ☐ 条件未達や個体の移動等により緊急銃猟を中止する場合、証票を回収し再交付する

7-8-3 留意点の伝達

市町村は、緊急銃猟の実施にあたり、捕獲者に対して以下の情報を事前に伝達する。

【伝達内容】

- ☐ 緊急銃猟の実施場所
- ☐ 弾丸到達が望ましくない物件（危険物・文化財等）の位置
- ☐ 加害個体の特徴・行動傾向
- ☐ 緊急銃猟中止の合図（ジェスチャー・無線コード等）

7-8-4 捕獲者の広域連携（外部委託）

市町村単独で対応が困難な場合は、広域連携や外部委託を検討する。

平時より「緊急銃猟業務委託基本契約」等を締結しておくことが望ましい。

【契約に盛り込むべき内容】

- ☐ 出動義務・指揮命令への服従
- ☐ 守秘義務・報告義務
- ☐ 報酬・経費の支払い基準
- ☐ 賠償責任保険への加入（市町村負担または捕獲者自身）

7-8-5 捕獲者との連携

捕獲者を緊急連絡網に組み込み、定期的な会議や訓練に参加させることで、市町村職員との「顔の見える関係」を構築し、現場での円滑な連携を図る。

7-9 緊急銃猟のための土地の立入り等（土地の立入り、障害物の除去）

【国ガイドライン P72】

緊急銃猟の実施に際して土地への立入りや障害物の除去を行う場合、該当者は身分を示す証票を携帯し、求められた際には提示しなければならない。

この証票は、緊急銃猟を実施する者が携帯する証票と区別できるものである必要がある。

【証票の区別例】

例 1：土地の立入りを行う者には、緊急銃猟の証票（ゼッケンや腕章）とは色が異なる証票を携帯させる。

例 2：緊急銃猟と土地の立入りを行う者にはゼッケンを、土地の立入りのみ行う者には腕章を携帯させる。

例 3：緊急銃猟と土地の立入りを行う者には**身につける証票（ゼッケンや腕章）を、土地の立入りのみ行う者には身につけない証票（職員証等）を携帯させる。

※捕獲者については、記録撮影との関係上、外見上委託されていることが視覚的に把握できる証票である必要がある。一方、土地の立入りのみを行う者については、職員証等による対応も可能である。

【留意事項】

☐ 土地の立入り等を行うすべての者は、証票を必ず携帯する

7-10 緊急銃猟の実施【国ガイドライン P73】

7-10-1 現場指揮本部の設置

現場全体を見渡せる安全な場所に指揮本部を設置し、指揮系統を一本化する。

7-10-2 安全区域の設定と管理

☐ 緊急銃猟危険区域：

銃猟が実施される区域。捕獲者と最低限の支援者以外は絶対に立ち入らせない。

☐ 緊急銃猟警戒区域：

危険区域の周囲。警察と連携し、一般住民や報道関係者の立ち入りを厳格に規制する。

通行制限や立ち入り禁止措置に違反した場合、法的措置が講じられる場合があるため、対応者は周知・指導を徹底する。

7-10-3 緊急銃猟計画、安全措置、合図等の最終確認

現場指揮官は、捕獲者・警察等と共に最終確認を行う。

【確認事項】

☐ 加害個体の最終位置

☐ 発砲許可範囲（射界）

☐ 発砲禁止方向（民家・道路等）

☐ 合図（無線コード・ハンドサイン）：「発砲許可」「発砲中止」「捕獲完了」など

10-4 緊急銃猟の実行

現場指揮官の「発砲許可」の号令後、捕獲者は最も安全かつ確実なタイミングで発砲する。一発で行動不能にならなかった場合に備え、次弾発射や止めさしの手順も事前に確認しておく。

7-11 様々な現場状況への対応

7-11-1 夜間・悪天候時の対応

夜間や悪天候時は視界不良により、誤射や跳弾のリスクが著しく高まる。

そのため、以下の対応が必要となる。

- ・夜間銃猟安全管理講習修了者を捕獲者として選定することが必須。
- ・強力な照明（投光器）の設置。
- ・熱画像装置（サーマルカメラ）の活用。
- ・通常より広い安全区域の設定。

※昼間に対応可能な場合は、夜間の実施は可能な限り避けること。

7-11-2 建造物内での対応

建造物内での発砲は、跳弾や壁の貫通による二次被害のリスクが高い。

そのため、以下の対応方針で対応を検討する。

- ・加害個体を建物内に封じ込める。
- ・麻酔による捕獲を検討（クマ対策員等の専門家の助言を得る）。
- ・実弾による銃猟は、切迫した危険があり、他に手段がない場合の最終手段とする。

7-11-3 学校・病院等、特に配慮を要する施設周辺での対応

施設内にいる人々の安全確保、被害防止を最優先に対応する。

- ・施設の即時封鎖。
- ・施設管理者との連絡体制の確立。
- ・施設内の安全確保が完了するまで、銃猟は原則実施しない。
- ・追い払いや監視を継続し、加害個体が施設から十分に離れ、安全な場所で対応できる機会を待つことが基本方針となる。

7-12 捕獲完了の確認、現場検証、現場の安全確認

7-12-1 捕獲後の安全確認、現場検証

捕獲者は、加害個体の行動停止（死亡または完全な不動化）を確認し、指揮官に報告する。

現場指揮官は、捕獲者、警察など捕獲関係者と共に以下の項目を確認・記録する。

【確認項目】

- ☐ 捕獲個体の状態
- ☐ 跳弾の有無
- ☐ 着弾地点
- ☐ 弾丸の回収
- ☐ 損害の有無

記録担当は、写真撮影と図面による位置関係の記録を行う。

現場の安全が確認された後、緊急銃猟警戒区域の規制を解除する。

広報担当は、事態の収束を速やかに住民へ周知する。

7-12-2 捕獲個体の搬出・処理、原状回復の最終確認等【国ガイドライン P75】

捕獲担当は、捕獲関係者と協力し、血液等の飛散防止措置（ブルーシート等）を講じたうえで、個体を搬出し、現場の清掃・消毒を行う。

現場指揮官は、原状回復の最終確認を行い、緊急銃猟危険区域の規制を解除する。

市町村は、捕獲個体はから検体（頭部・胃内容物等）を採取し環境保全研究所に提供するとともに、廃棄物処理法に基づき一般廃棄物として適切に処理する。

7-13 報告書の作成【国ガイドライン P79】

市町村は、緊急銃猟の実施後、「緊急銃猟実施報告様式（様式2）」を用いて、事案の発生から収束までの経緯を時系列で詳細に記録する。

特に以下の点については、客観的事実に基づき、第三者にも理解可能な形で記述することが求められる。

- ・緊急銃猟の実施判断に至った4条件の充足状況
- ・現場の状況、対応手順、安全確保措置の内容
- ・捕獲個体の状態、処理方法、原状回復の状況

作成した報告書は、地域振興局に提出するとともに、警察や捕獲者等の関係機関にも情報共有する。

7-14 損失補償手続き【国ガイドライン P77～78】

7-14-1 請求の受付と審査

緊急銃猟の実施により損失が発生した場合、損失の補償を受けようとする者は、市町村長に対して請求を行う。

請求者は、以下の情報を記載した書類を提出する：

- ・請求者の住所・氏名（※法人の場合は、所在地・名称・代表者氏名）
- ・補償請求の理由
- ・補償請求額の総額および内訳
- ・その他必要な書類

市町村長は、提出された書類に基づき、補償の可否および補償額を審査・決定し、請求者に通知する。

7-14-2 保険加入の推奨

緊急銃猟は、安全確保措置を講じていても予期せぬ物損・人損が発生する可能性があるため、市町村長は事前に保険へ加入することが望ましい。

【推奨される保険：緊急銃猟時補償費用保険】

補償内容：第三者の財物損害等に対する損失補償（限度額：3,000万円）

対象例：弾丸の貫通・跳弾による建物損壊など

保険料：前年度の危険鳥獣出没件数に応じて算定（例：3～10万円）

保険始期：2025年9月1日以降（制度運用開始日）

※人身事故が発生した場合は、国家賠償法に基づく請求または自治体による賠償責任対応となる。

7-15 事後検証の実施とマニュアルの更新

7-15-1 事後検証の実施

事案の収束後、関係機関の主要な担当者が参集し、事後検証を実施する。

検証では、対応の課題や改善点を洗い出し、今後の対応力向上に活かす。

【検証の視点】

- ☐ 初動対応の適切性
- ☐ 緊急銃猟の判断過程
- ☐ 安全確保措置の計画と実施状況
- ☐ 緊急銃猟計画の妥当性と実行結果
- ☐ 防除対策・再発防止策の有効性
- ☐ 円滑に対応できた点、迷った点、改善すべき点

7-15-2 対応マニュアル等の更新

事後検証で得られた教訓をもとに、以下の文書を改訂・更新する：

- ・市町村対応マニュアル
- ・緊急連絡体制図
- ・その他関連様式・手順書 等

これにより、組織としての経験を蓄積し、現場対応力の向上を図る。

(4) 参考情報

【緊急対応事例】

1) 発生日時 令和7年(2025年)4月9日(水)16時頃

2) 発生場所 飯山市常盤(小沼)

3) 被害状況

被害者	年齢	性別	被害の状況
Aさん	65	男性	自宅物置で作業中、背後からクマに襲われる
Bさん	66	女性	自宅1Fの玄関土間でクマに襲われる
Cさん	96	男性	自宅2Fの居間でクマに襲われる

4) 対応経過

4/ 9 16:14 岳北広域消防本部が通報を覚知(飯山市常盤で3名がクマに襲われる)
16:20 空き家に入ってしまったとの目撃情報
16:30 飯山市森林農地整備課より北信地域振興局林務課に連絡、現場に急行し対応開始
(飯山市、鳥獣被害対策実施隊、飯山警察署、北信地域振興局林務課)
16:38 飯山市が行政防災無線(常盤地区、屋内外)でクマ出没の注意喚起(以降計6回)
16:45 被害者宅玄関前に血痕とクマの足跡を確認
17:10 飯山市からクマ専門家(飯山市と委託契約)に出動要請
17:40 ドローン調査(北信地域振興局林務課)を実施
→クマは見当たらないため、空き家内に潜伏と推定
18:15 日没
18:25 クマ専門家が現場到着
18:40 空き家の周囲に捕獲用檻を3基設置完了
※鳥獣保護管理法に基づく緊急時の捕獲
※住居集合地域のため発砲は不可(捕獲した場合は麻酔で不動化し捕殺)
※建物内発砲許可は現地で警察が判断
19:30 現場の警戒体制を一時縮小し、夜間警戒は継続(飯山市が指揮)
飯山市3→2名、実施隊8名→一時帰宅(連絡で参集可能)、
警察署15名→夜間警戒体制、振興局4→2名現場待機
20:15 飯山市常盤地区小沼クマ被害対策全体会議(第1回)
21:53 防災行政無線(市内全域・屋内)飯山市長による市民へのクマ被害に関する放送
4/10 4:13 関係者現地集合、状況確認のうえ対応協議
(飯山市4名、実施隊5名、警察署1名、振興局2名)
5:00 空き家周辺の異常の有無を確認のうえ、現地で対応協議
(飯山市4名、実施隊7名、警察署7名、振興局2名)
5:20 日の出
5:30 ベアドック現地到着(搜索準備)
6:00 クマ専門家、実施隊1名が空き家周辺を慎重に確認
(警察、実施隊が周辺警戒、救急車待機)
→空き家の内部を確認する前にクマの血痕を発見、
空き家には入らず千曲川方面に血痕が続くことを確認
6:25 血痕等をたどって搜索(ベアドック投入)→千曲川河川敷で痕跡が途切れる
6:27 マイクロドローンにより空き家内部の確認→内部に痕跡なし
8:35 飯山市常盤地区小沼クマ被害対策全体会議(第2回)
13:00 飯山市常盤地区小沼クマ被害対策全体会議(第3回)
16:00 サーマルカメラ搭載ドローン調査(クマ専門家)
4/11 日以降 センサーカメラを順次設置(振興局)し24時間観測
パトロールを実施(飯山市、警察署、実施隊、消防団)
5/ 5 5:40 サーマルカメラ搭載ドローン調査(クマ専門家)でクマ発見
7:55 実施隊により捕獲(胸部に線状の新しい傷跡を複数本確認)
→同一個体の可能性もDNA鑑定の結果別個体と判明

【心のケア対応】

被害者や地域住民等への心理的支援の相談窓口

長野県精神保健福祉センター 電話番号:026-266-0280

8 錯誤捕獲に関する対応

- (1) 錯誤捕獲は、必要な許可を受けていない、いわば違法状態であるため、過去の捕獲履歴に関わらず、放獣が原則となる。ただし、地域住民の安全に十分に配慮した対応が求められる。
- (2) 放獣には危険が伴うことから、錯誤捕獲を減らす取組を進める必要がある。
＜取組例＞
 - ・ 錯誤捕獲しにくい構造をしたわなの普及促進
 - ・ クマを誘引しにくい誘引エサ（ヘイキューブ、アルファルファ等）を用いたニホンジカ、イノシシの捕獲手法の普及
 - ・ 短径 12cm 以下のくくりわなの使用
 - ・ I C T機器の活用（センサーカメラによるクマの出没状況の確認や、捕獲通報システム等）
- (3) わな設置場所周辺でクマの痕跡等が見られる場合は、錯誤捕獲を避けるため、捕獲者に、わなの設置時期や場所、わなの構造等についての見直しや、わなの撤去について検討を依頼する。
- (4) 錯誤捕獲が同じ場所で繰り返し発生する場合は、わなの設置方法等に改善の余地がないか、地域振興局がクマ対策員と連携しながら捕獲者からの聞き取りや現地調査等を行い、再発防止のための指導助言を行う。
 - ・ 前回の錯誤捕獲からどのような錯誤捕獲防止対策が講じられたか
 - ・ 檻やくくりわなの設置場所、設置時期は適切か
 - ・ 誘引物を使用した場合、クマも誘引するエサ（例：トウモロコシ、リンゴ等）が使われていないか
 - ・ 錯誤捕獲を防ぐ構造をしたわなの使用や、効果的な誘引捕獲はできないか
 - ・ くくりわなの径は大きすぎないか 等
- (5) 錯誤捕獲については、原則として捕獲した場所で、お仕置き等を行わずに放獣する。ただし、里地近くで発生した場合等、捕獲場所での放獣が困難な場合は、原則として同一市町村の森林内に放獣する。
- (6) 放獣は、捕獲者が自ら行なうものであるが、クマの放獣作業に際しては、麻酔技術者の指示に従い、作業や周辺の安全を確保する必要がある。また地域振興局は現地の安全管理上において、必要がある場合に協力するものとする。
- (7) 安全な放獣が困難な場合や、捕獲個体が負傷や衰弱しており、放獣しても復帰が見込めないと麻酔技術者が判断した場合は、緊急捕獲（市町村許可）の対象とすることができる。
 - ・ 安全な放獣が困難な場合の例については、別表 3 のとおり
- (8) ツキノワグマ出没特別警報発出時は、里地周辺に設置したシカ等のわなに捕獲される個体は、クマの生息域に堅果類等の食べ物が無いなどの理由で里地まで活動範囲を広げて出没した可能性が高い。また、シカ等のわなに捕獲されるクマは、里地の食べ物への執着心が相当高まっているとともに、警戒心が薄れた、潜在的に出没リスクが高い個体になっていると考えられるため、里地周辺で錯誤捕獲防止措置を講じたわなにかかった個体についても、緊急捕獲（市町村許可）の対象とする。

(別表 1) 地域区分ごとの捕獲許可方針

【第二種特定鳥獣管理計画（第 5 期ツキノワグマ保護管理）】抜粋

[地域区分のイメージ図]

①山麓部から市街地まで距離がある地域

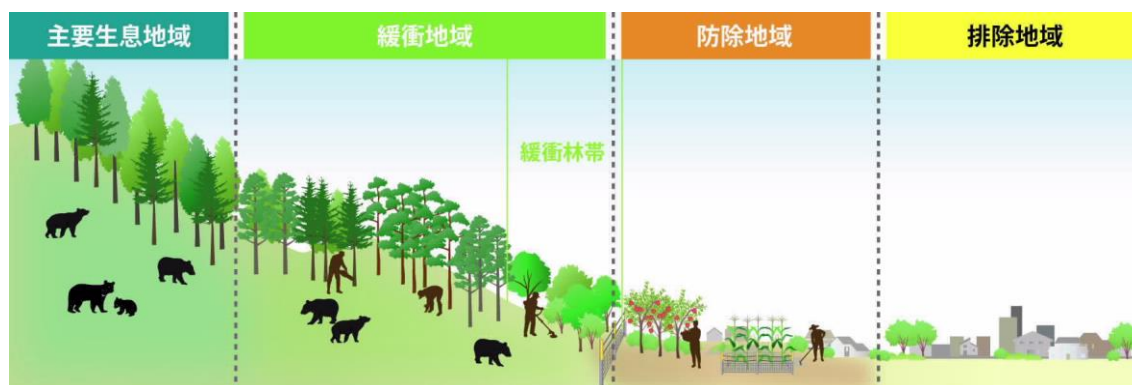


図 15 地域区分のイメージ図（山麓部から市街地まで距離がある地域）

表 6-① 地域区分ごとの捕獲許可方針

エリア区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地域	・有害捕獲は原則禁止 ・個体数調整を目的として、春期捕獲を許可する ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可する	・原則として捕獲は許可しない
緩衝地域	・林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可	
防除地域	・農作物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する	人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には許可する
排除地域	—	現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する

捕獲後は速やかに報告書を県に、捕獲個体頭部を県分析機関に提出し、クマ対策員等に依頼し現地調査を行い、新たな個体の出没を防止する対策を行う。

[地域区分のイメージ図]

②山間・山麓部の地域

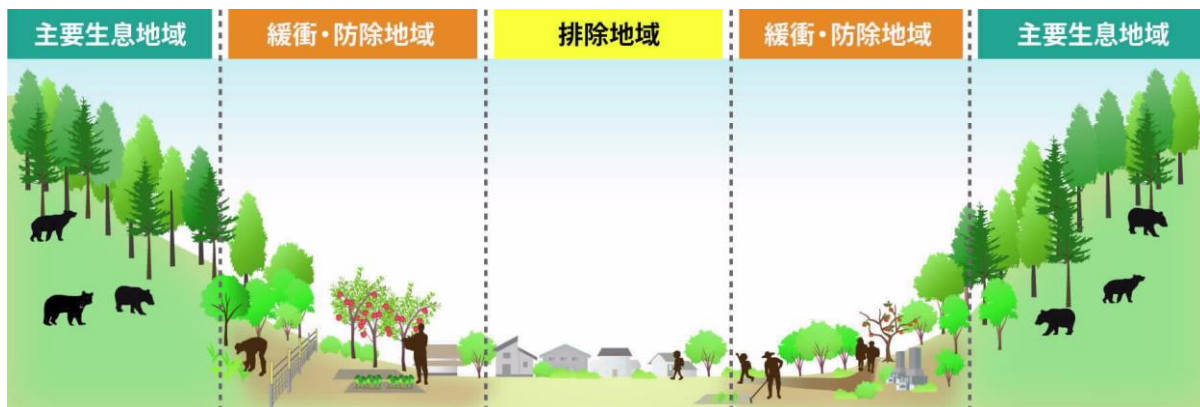


図 16 地域区分のイメージ図(山間・山麓部の地域)

※山際の通学路や墓地、取水口等、人が日常生活で利用する範囲は防除地域とする等、地域の土地利用によって柔軟に運用する

表 6-② 地域区分ごとの捕獲許可方針

エリア区分	捕獲許可方針	
	県許可	市町村許可
主要生息地域	・有害捕獲は原則禁止 ・個体数調整を目的として、春期捕獲を許可する ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可	・原則として捕獲は許可しない
緩衝・防除地域	・林産物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する ・人身被害を発生させる恐れがある個体は捕獲を許可・農作物その他物的被害があり、対策実施後も継続的に被害が発生する場合は捕獲を許可する	人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には許可。
排除地域	—	現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する

捕獲後は速やかに報告書を県に、捕獲個体頭部を県分析機関に提出し、クマ対策員等に依頼し現地調査を行い、新たな個体の出没を防止する対策を行う。

(別表2) 対応基準

レベル 1 森林内での人とクマとの接触防止	
出没状況	・森林内での目撃（人間生活に直接影響はないと見込まれる場合）
対応	・地域住民への情報提供 ・他の入山者が見込まれる場合は、クマ避け鈴、ラジオ等の携行や複数人での行動推奨、注意喚起 ・必要に応じ、人の目に触れる場所（林道入口等）に出没年月日を記載したクマ出没の看板設置
レベル 2 農地・集落周辺への出没防止	
出没状況	・農地や集落周辺への出没
対応	・地域住民への注意喚起 ・通学路等が近くにある場合は学校等関係機関に連絡 ・地域振興局、市町村、警察、猟友会、クマ対策員等関係機関との情報共有、連携したパトロールの実施 ・クマ対策員や野生鳥獣被害対策チーム等により、出没原因の現地調査等を実施 ・現地確認で誘引物が確認された場合の適切な除去、侵入経路周辺のヤブの刈払い、電気柵や侵入防止柵の設置等の適切な防除対策の指導
レベル 3 農地・集落周辺への出没防止及び農作物被害等の防止	
出没状況	・農作物等への執着 ・繰り返し出没する ・誘引物の除去、電気柵の設置、ヤブの刈払い等の防除対策を講じても被害が継続
対応	・クマ対策員や野生鳥獣被害対策チーム等により、出没原因の現地調査等を実施 ・目撃情報やセンサーカメラ等により出没個体の特徴の把握 ・有害捕獲を検討（ドラム缶檻） ・捕獲した個体に学習（移動）放獣や放獣後の追い払い等による再出没防止効果が期待できる場合又は捕獲した個体が加害個体ではないと考えられる場合で、かつ地域住民の理解等がある場合は学習放獣を検討 ・耳標（耳タグ）付き等、再犯と推定される場合や学習放獣が困難な場合は殺処分
レベル 4 人身事故防止	
出没状況	・人身事故が発生（又は事故発生の恐れが強い場合）※事故現場が森林内の場合や加害個体が森林内に逃走する等、被害発生（拡大）のおそれが少ない場合を除く
対応	・ドローンや監視カメラ等を活用した問題個体の特定や捜索 ・捕獲困難な個体（警戒心が強い、学習している等）については、行動特性に応じた捕獲手法を検討し、状況に応じて一早い捕獲を実施 ・地域振興局、市町村、警察、猟友会、クマ対策員等関係機関が連携し、速やかに加害個体の捕獲を実施 ・クマ対策員や野生鳥獣被害対策チーム等により出没原因を調査し、誘引物等出没原因の除去（誘引物の除去、ヤブの刈払い）、侵入防止措置（電気柵の設置等）の指導助言を実施 ・関係機関が連携して捜索・パトロールを実施 ・地域住民、近隣学校施設等への注意喚起、安全確保
レベル5 人身事故防止 ＜市町村許可（緊急捕獲）＞	
出没状況	・日常生活の範囲内で人身事故が発生（又は発生の可能性が非常に高い場合） ※事故が山菜等の採取、行楽、測量、農林業作業その他山林で発生した場合を除く ・人家、学校、病院等、人が活動している施設・敷地内にクマが侵入した場合 ・地域区分管理上の防除地域（又は防除・緩衝地域）で、人が活動する時間や場所付近に何度も出没する場合、人や家畜がいる建物・敷地にクマが侵入した場合 ・地域区分管理上の排除地域にクマが侵入した場合
対応	・緊急捕獲の実施（市町村長による捕獲許可） ・住居集合地域である等、鳥獣保護管理法に基づく銃猟による捕獲が困難な場合は、警察と連携の上、警察官職務執行法（第4条第1項）による危険個体の排除を検討 ・クマ対策員や野生鳥獣被害対策チーム等により出没原因を調査し、誘引物等出没原因の除去（誘引物の除去、ヤブの刈払い）、侵入防止措置（電気柵の設置等）の指導助言を実施
レベル6 人身事故防止 ＜緊急銃猟＞	
出没状況	・日常生活の範囲内で人身事故が発生（又は発生の可能性が非常に高い場合） ※住居や広場、生活用道路、商業施設、農地その他の勤務地、電車、自動車、船舶等も含まれる ・銃猟以外の方法では的確かつ迅速に捕獲することが困難
対応	・緊急銃猟の実施（市町村長による実施の判断） ・地域住民の安全確保、避難誘導、交通規制 を実施 ・現状回復、安全措置、損失確認の実施

(別表 3) 市町村が「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」等に基づき捕獲を許可できる場合

1 根拠条例等

【知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例】

第 2 条 別表の左欄に掲げる事務は、それぞれ同表の右欄に掲げる市町村又は広域連合が処理することとする。

(別表)

左欄	右欄
32 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 第 9 条第 1 項の規定による鳥獣の管理の目的で行う捕獲等（国又は県の機関以外の者が行うものに限る。）の許可のうち、次に掲げるもの イ 第 7 条の 2 第 1 項に規定する第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の捕獲等のうち規則で定めるものに係るもの	市町村

【知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務に関する規則】

第 3 条第 2 項 条例別表の 32 の項の規則で定める鳥獣の捕獲等は、ツキノワグマによる人の生命又は身体に対する危害が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合であって、緊急を要すると認められるとき（人が自ら山林に立ち入った場合を除く。）の当該ツキノワグマの捕獲等とする。

【第二種特定鳥獣管理計画（第 5 期ツキノワグマ保護管理）】 抜粋

(P26) 表 6－①

【防除地域】人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には許可する

【排除地域】現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する

(P27) 表 6－②

【緩衝・防除地域】人が活動する時間や場所付近に何度も出没、または人や家畜がいる建物や敷地に侵入した場合には許可

【排除地域】現に被害を生じさせていなくとも有害捕獲を許可する

(P28)

【防除地域・排除地域】

(イ) 人身被害を起こした個体（市町村許可）

(ウ) 追い払いや誘引物の対策を行ったにもかかわらず、人が活動する時間または場所の近くに反復して出没する個体(防除対策を行ったゴミ捨て場や養蜂箱、養魚場等に餌付いた個体を含む)（市町村許可）

(エ) 人や家畜がいる建物に侵入した個体（市町村許可）

(オ) 市街地に出没し人身被害のリスクが高まっている場合（市町村許可）

※緊急時における捕獲許可事務の特例処理

次の事項に該当する場合については、住民の迅速な安全の確保を図るため、「知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例」(平成 11 年長野県条例第 46 号)等により、許可権限を市町村長に一部移譲するものとする。

なお、この場合においても鳥獣保護管理法第 38 条の銃猟の制限（禁止）は適用される。

鳥獣保護管理法第 34 条の 2 に定める条件を全て満たした場合には、市町村長は、緊急銃猟をすることができる。

- (ア) 日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しツキノワグマによる危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合(当該危害を受けた者が、山菜等の採取その他の行楽、測量、農林業作業その他の業務のため山林に立ち入った場合を除く。)
- (イ) 人家又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合
- (ウ) 学校、病院その他の人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内にツキノワグマが侵入している場合

2 市町村が捕獲を許可できる(緊急を要する)場合の例

(1) 人の生活域にクマが侵入した場合

- 人家又はその敷地内にクマが侵入している場合
- 学校、病院、その他人が滞在し若しくは活動している施設又はその敷地内にクマが侵入している場合
- その他、日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しクマによる危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合

＜日常生活の範囲内で人の生命又は身体に対しクマによる危害が発生した場合又は発生する可能性が非常に高い場合＞の例

- ・ 人への警戒心が低く、人馴れしている等、再出沒の可能性が高い場合
 - ・ 追い払いや麻酔投与による安全な捕獲・移動が困難な場合
 - ・ 追い払いをした場合、周辺にある人家の住民等に危険が及ぶ可能性がある場合
 - ・ クマが追い込まれるなどして逃げ場がなく、追い払いが困難な場合
 - ・ 日没が迫るなど、速やかな殺処分以外に住民の安全を確保できない場合
- 地域区分を導入した地域の「排除地域」の範囲内にクマが出沒した場合

(2) 錯誤捕獲個体の安全な放獣が困難と認められる場合又は人身被害の危険が差し迫った場合

- くくりわなの場合
 - ・ くくりわなが足首に確実にかかっている場合
 - ・ ワイヤーが足首等に食い込み、足が切断しかかっている場合
 - ・ 枝葉等が妨げになり、ワイヤーの掛かり具合が視認できない場合
 - ・ 元木がワイヤーで削れたり折れたりして、外れそうな場合
 - ・ ワイヤーに捻れ(キンク)や損傷が生じ、切れかけている場合
 - ・ 錯誤個体が興奮状態で、接近できず、安全な麻酔投薬ができない場合
 - ・ 麻酔技術者へ作業を依頼したとき、「現場に到着するまで4時間を超える」と麻酔技術者が判断した場合
 - ・ 「麻酔投薬の効果出現が日没後になる」と麻酔技術者が判断した場合
- 箱わなの場合
 - ・ (脱出口から)外に出られるのにクマが内側に留まり、脱出しない場合
- 共通
 - ・ 子グマがわなにかかり、付近を徘徊している母グマとともに麻酔投薬ができない場合
 - ・ その他、安全な放獣が困難と認められる場合

(3) ツキノワグマ出沒特別警報発出時に当該地域で錯誤捕獲が発生した場合

- 大量出沒が予測された状況下での特別警報発出時に、当該地域において里地周辺で錯誤捕獲防止措置を講じたわなにクマが錯誤捕獲された場合。

（別表４） 緊急銃猟を行う捕獲者に係るチェックリスト例

※ チェックリストのチェック欄には捕獲者がチェックを行う。また、捕獲者の署名を得る。

確認事項		
	要件	✓
法令で定める事項 (必須項目)	第一種銃猟免許を所持している ※装薬銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	第二種銃猟免許を所持している ※空気銃を使用する場合（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去一年以内に銃器による射撃を二回以上した者であること（麻酔銃猟をする場合は除く）	
	過去三年以内に、緊急銃猟の実施のために使用しようとする銃器と同種の銃器を使用してクマ、イノシシ又はニホンジカの捕獲等をした経験がある	
夜間に緊急銃猟をする場合に、法令で定める事項 (夜間に屋外において緊急銃猟をする場合には必須項目（麻酔銃猟をする場合は除く）)	射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（特定ライフル銃を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有している。 ※なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。 イ 標的の中心から二・五センチメートル ロ 標的の中心から五・〇センチメートル	
	夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること	
その他市町村の判断により任意で記載する事項 (記載例)	対象となる危険鳥獣の捕獲に関与したことがある。 ※必須の要件「過去三年以内にクマ、イノシシ又はニホンジカを仕留めた経験がある」では、例えば、ツキノワグマを捕獲しようとする際に、ニホンジカ捕獲経験をもっていれば足りるが、ここでは、実際に捕獲しようとする危険鳥獣の種類と同じ大型獣を捕獲している実績を市町村が任意に設定する追加的な要件において捕獲者に求めようとするもの	
	対象となる危険鳥獣の捕獲に関する知識を有している ※委託時に、市町村担当者から対象となる危険鳥獣についてレクチャーを受けたことを含む。	
	事前の訓練又は研修に参加したことがある。	
月 日 名 前		

※ 捕獲を行った経験は、例えば、止めさし等の銃猟の経験も含まれる。（麻酔銃猟にあっては、例えば、錯誤捕獲個体への麻酔銃猟の経験も含まれる。）

※ 同種の銃器とは、装薬銃、麻酔銃、空気銃といった銃の種類を指す。例えば、緊急銃猟で装薬銃を用いる場合で複数の装薬銃を所持している場合、どの装薬銃での捕獲等の経験であっても、緊急銃猟で用いる銃が装薬銃である限り、その用いる銃は複数所持するどの装薬銃でも、「同種の銃器」として把握される。

長野県第二種特定鳥獣管理計画（第5期ツキノワグマ保護管理）

・鳥獣保護管理法第7条の2に基づき、県が策定しているもので、「ツキノワグマの個体群の長期にわたる安定的な維持」並びに「人身被害の回避及び農林業被害の軽減」を図ることを目的とした計画のことをいう。

危険鳥獣

・人の日常生活圏に出現した場合に、人の生命又は身体に危害を及ぼすおそれ大きいものとして政令で定める鳥獣。鳥獣保護管理法により、ヒグマ、ツキノワグマ、幼獣を除くイノシシを危険鳥獣としている。緊急銃猟の対象は、危険鳥獣に限られる。

緊急銃猟

・鳥獣保護管理法第34条の2の緊急銃猟のこと。危険鳥獣が人の日常生活圏に侵入した場合等の一定の条件を満たしたときに、市町村長が、銃器の使用による人の生命身体に対する危害を防止した上で、銃器を使用した当該危険鳥獣の捕獲等を行うこと。

緊急銃猟の委託

・緊急銃猟実施時における危険鳥獣の銃猟の「委託」とは、あらかじめ業務委託契約を締結しているか否かに関わらず、委託者である市町村長が受託者である捕獲者に対して、本来市町村の権限に属する銃猟行為を依頼して実行させるものをいう。

捕獲者

・実際に銃器により鳥獣を捕獲する者のこと。いわゆる趣味で狩猟を行う者と区別するため、「捕獲者」の用語を用いた。

捕獲関係者

・地方自治体職員、捕獲者等の捕獲に従事する関係者のこと。鳥獣捕獲等事業において鳥獣の捕獲等に従事する者を表す捕獲従事者と区別するため、「捕獲関係者」の用語を用いた。なお、単に「関係者」と表す場合には、一般用語として用いることとした。

クマ対策員

・県が指名したクマの生態に関する知識、捕獲等の技術及び麻酔施用の資格等を有する者で、県からの要請により現地において、県及び市町村等（市町村、関係団体、企業及び周辺住民等）と連携し、活動をおこなう者のことをいう。

住居集合地域等

・人家と田畑が混在する地域内にあり、周囲半径200メートル以内に人家が約10件ある場所をいう（最高裁平成12年2月24日判決）。

学習（移動）放獣

・里地に出没し農林作物などに加害したため、鳥獣保護管理法第9条第1項に基づく許可により捕獲されたクマを、クマ追い訓練を受けた犬等を使った忌避学習を行って、生息域である奥山に放獣することをいう。忌避学習を行わず放獣する場合は、移動放獣という。

錯誤捕獲

・意図しない鳥獣の捕獲を「錯誤捕獲」という。

緊急捕獲

・クマによる人身被害が発生し、又は発生する恐れがあると認められる場合で、緊急を要すると認められるとき（人が自ら山林に立ち入った場合を除く）に、市町村長の判断で、当該クマを捕獲することをいう。

ツキノワグマ出没特別警報

・ツキノワグマ出没警報の発出の基準に加え、堅果類の豊凶調査結果等から凶作が予測（大量出没が予測）された場合に発出する特別警報のことをいう。

【参考：警報発出の基準】

- ・里地での人身被害の発生
- ・里地での目撃件数が月単位で平常年の2倍以上
- ・里地での目撃件数が増加傾向にあり、その件数が7件/週以上かつ前週の2倍以上
- ・里地での目撃件数が月単位で区域面積（100 km²）当たり3件以上の目撃

錯誤捕獲防止措置を講じたわな

・筒の上に蓋をすることに錯誤捕獲が少なくなるよう工夫されたベアウォーク（（一財）日本森林林業振興会）や改良くくり罠「WILD BEAR」、檻の天井に脱出口を設けた箱わななど、錯誤捕獲しにくい構造を有したわなのことをいう。

地域区分

・市町村など地域レベルで土地の利用状況により「主要生息地域」「緩衝地域」「防除地域」「排除地域」など人の生活域とクマの生息域を適切に区分し、各区分に応じた被害防止や捕獲等の管理方針を定めた計画のことをいいます。「ゾーニング管理」ともいう。

緊急銃猟 時系列チェックリスト（概要）

①通報受付・初動対応

- ☐ 通報内容の聴取（人身・物損被害の有無、出没場所・日時・状況）
- ☐ 緊急度の判断（人身被害の発生またはその恐れが高いか）
- ☐ 緊急連絡体制図に基づき関係機関へ第一報
 - ☐ 消防署・警察署
 - ☐ 市町村職員（現場指揮官）
 - ☐ 捕獲者・地域振興局

②現場臨場・状況確認

- ☐ 緊急対応班（原則2名以上）を現場へ派遣
- ☐ 加害個体の位置・状態・周辺状況の確認
- ☐ 緊急銃猟の4条件の確認
 - ☐ 「場所」：人の日常生活圏か
 - ☐ 「緊急性」：人への危害の恐れが切迫しているか
 - ☐ 「方法」：銃猟以外では対応困難か
 - ☐ 「安全性」：発砲による人への危害の恐れがないか

③緊急銃猟計画の調整

- ☐ 安全確保（通行規制・避難誘導）
- ☐ 発砲手順（射界・射線・合図）
- ☐ 捕獲者の配置と支援体制
- ☐ 役割分担と動線の整理
- ☐ 逃走・攻撃時の対応シナリオ

④捕獲者の選定・証票交付

- ☐ 捕獲者の要件確認（狩猟免許・銃所持許可・経験等）
- ☐ 緊急銃猟証票（ゼッケン等）の交付・着用
- ☐ 捕獲者への留意点の伝達（場所・個体情報・合図等）

⑤安全確保措置の実施

- ☐ 通行制限範囲の設定（射線・跳弾リスク・地形等考慮）
- ☐ 住民の避難誘導（防災無線・広報車・SNS等）
- ☐ 土地管理者等への事前連絡・協議

⑥緊急銃猟の実施

- ☐ 指揮本部の設置（安全な場所）
- ☐ 緊急銃猟危険区域・警戒区域の設定
- ☐ 最終確認（発砲許可範囲・合図・個体位置）
- ☐ 発砲（必要に応じて止めさし）

⑦捕獲後の対応

- ☐ 捕獲個体の状態確認・弾丸回収・跳弾有無の確認
- ☐ 現場の安全確認・規制解除
- ☐ 捕獲個体の搬出・処理・原状回復
- ☐ 報告書の作成（緊急銃猟対応記録票）

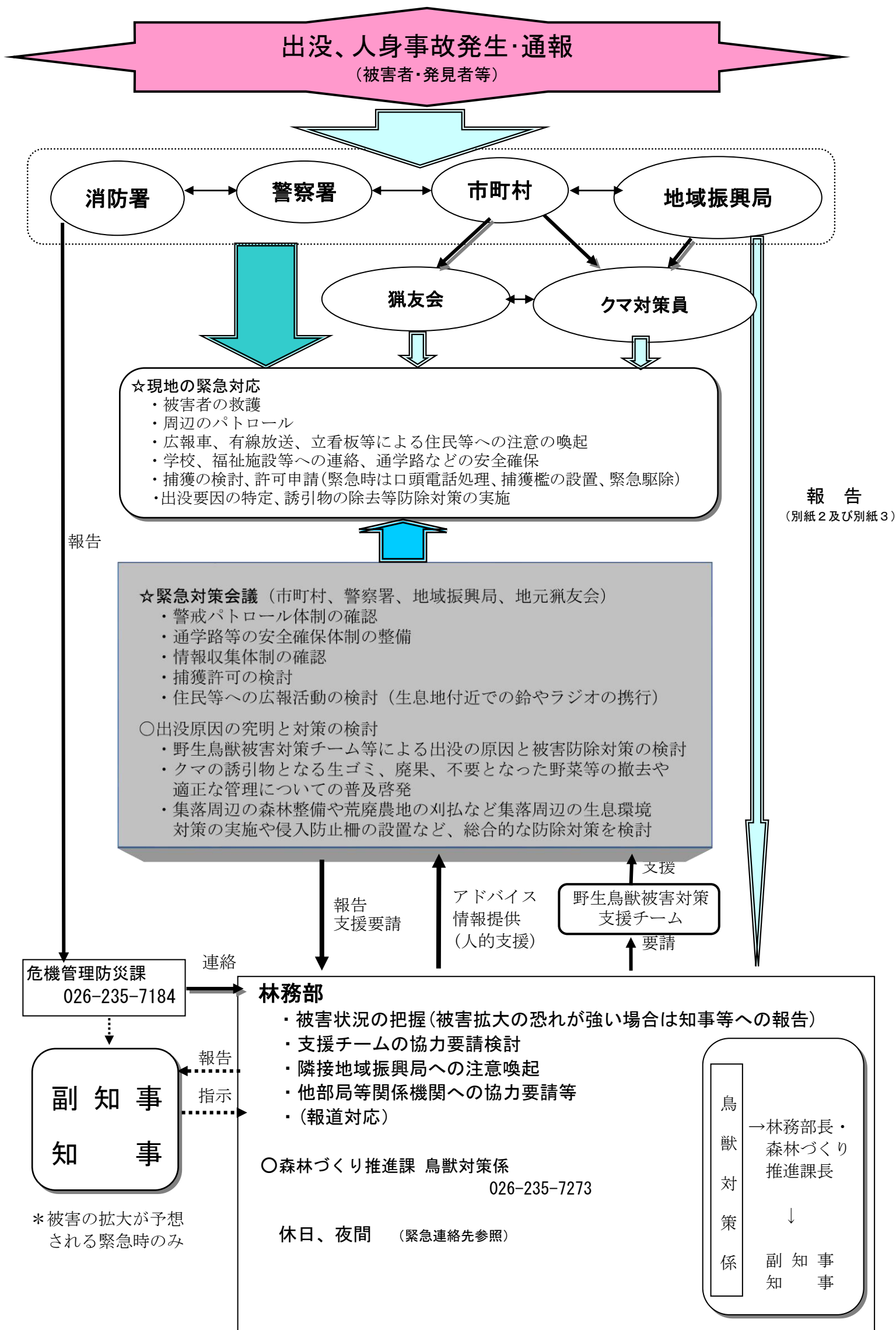
⑧事後処理・検証

- ☐ 損失補償請求の受付・審査
- ☐ 保険加入の確認（緊急銃猟時補償費用保険）
- ☐ 事後検証の実施（課題・改善点の洗い出し）
- ☐ マニュアル・様式の更新

緊急銃猟 役割別対応表

役割	主な対応内容	備考・補足
現場指揮官 (市町村職員)	緊急対応体制の構築 緊急銃猟の実施判断 捕獲者への指示・証票交付 安全確保措置の承認	権限委任が文書化されている ことが望ましい
情報管理担当	通報内容の集約・分析 関係者への情報共有 状況変化の把握・伝達	指揮官の判断を補佐
安全管理担当	危険度評価 通行制限・避難誘導 安全区域の設営・管理	警察と連携して安全確保
広報担当	注意喚起・避難情報の発信 報道機関対応 事態収束の周知	防災無線・SNS・広報車など を活用
捕獲担当	捕獲者の選定・連絡調整 捕獲技術面での助言 捕獲個体の処理・搬出	捕獲者の支援・監督も含む
記録担当	対応経過の記録 計画の文書化・図面化 映像記録（許可がある場合）	報告書作成の基礎資料となる
捕獲者	銃猟の実施 加害個体の搜索・止めさし 捕獲個体の確認・処理	証票着用が必須 夜間対応には講習修了が必要
地域振興局 (林務課)	市町村への総合支援 技術的助言・人員派遣 ICT 機材の貸与	ドローン・センサーカメラ等 の活用も含む
森林づくり推進課	市町村支援・予算確保 専門家派遣・情報発信 県全体の調整役	
環境保全研究所	捕獲個体の分析・調査 出没防止策への助言	捕獲個体の検体提供が必要
クマ対策員	出没要因・経路の検証 再発防止策の助言 専門的知見を提供	
警察	安全確保・交通規制 銃猟計画への助言 警察官職務執行法（第4条第1項） に基づく対応	緊急時には捕殺命令も可能
消防	被害者の救護・搬送	通報受付時に出動

野生鳥獣による事故発生時の連絡体制



ツキノワグマ被害発生状況調査票

報告日時：令和 年 月 日 午前・午後 時 分

地域振興局： _____ 地域振興局

発 生 日 時	令和 年 月 日 ()	
	午前・午後 時 分頃 (発生時刻・通報時刻)	
	通報時刻の場合： 警察・消防・役場・その他 ()	
発 生 場 所	① 市・郡 町・村 大字 字 付近	
	② 所属する地域個体群 _____ 地域個体群	
被 害 者	氏 名	
	性 別	男性 ・ 女性
	年 齢	歳
	住 所	
発 生 の 状 況	被害者の状況	
	クマの状況	
	現場の状況	
負 傷 の 程 度		
市 町 村 の 対 応 (発生前後の措置)		
地 域 振 興 局 の 対 応 (発生前後の措置)		
警 察 ・ 消 防 の 対 応 (発生前後措置)		
そ の 他 の 事 項	※被害者の事故未然防止措置の有無及び内容、クマの子連れの有無等の状況等	

【添付資料】 1) 地図 2) 新聞等の報道記事 3) 注意喚起等の広報・看板(写し)等

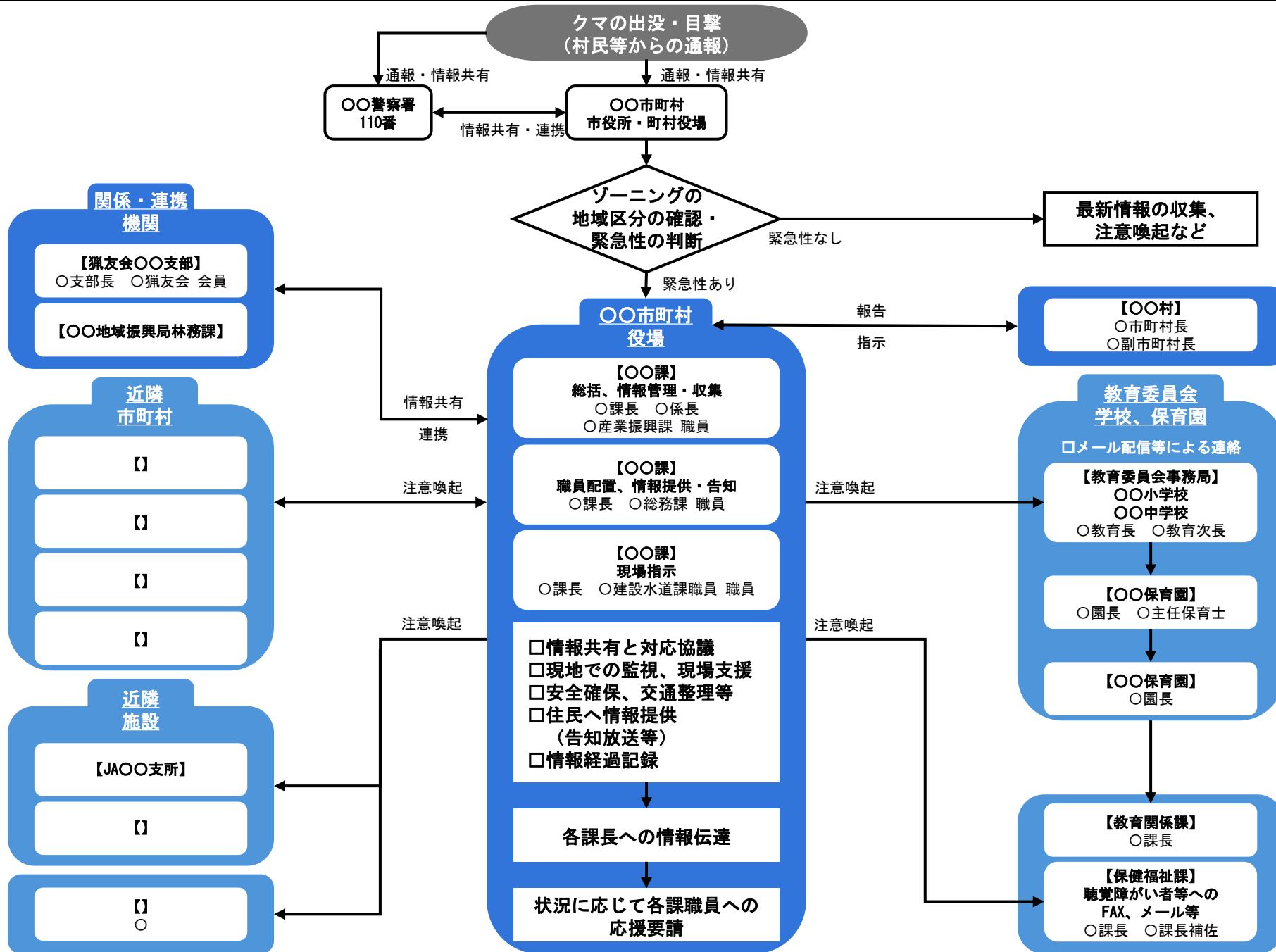
ツキノワグマによる人身事故調査票

調査年月日： ____年__月__日 時間 ____：____～____：____

調 査 者： _____

事故の概要			
発 生 日	年 月 日		
	時 刻		
	天 気		
発生場所	住 所		
	里地/森林の別		
	標 高		
	周辺の藪の状況		
	環 境	写真	
被 害 者	年齢・性別		
	行動目的		
	行動人数		
	予防対策の有無	なし・クマ鈴・ラジオ・クマスプレー・その他	
	被害状況		
加害個体	頭 数		
	構 成		
	その他		
過去・事前の目撃情報			
事故の状況			
考 察			
人身事故防止策			
その他			

〇〇市町村 緊急連絡体制図



緊急銃猟実施報告様式

速やかな情報共有のため、本報告の作成に時間を要する場合（目安：3日程度を超える場合）には、★印のある回答項目のみまずはお回答いただき、後日（目安：1週間以内程度）、その他の回答項目についても回答をお願いします。

※回答欄について、空欄に必要事項を記載するか、該当するものに○をつけて下さい。

※回答欄が狭い場合には、改行により回答欄を広くして下さい。全体のページ数が様式のページ数を超えても構いません。

1. 基本情報

(1) 緊急銃猟を実施した日時(★)

※一度の射撃で捕獲等が完了せず、複数回の射撃を行った場合には、全て記載下さい。

(2) 緊急銃猟を実施した場所

住所(★) 緯度経度(10進法)	※緯度経度については、GPS又は地図から読み取った情報を記載下さい。
緊急銃猟を実施した 場所の環境の種類	※例) 市街地、建物内(建物の種類:)、農耕地、道路(のり面含む)、河川敷・堤防、 海岸、その他()
緊急銃猟を実施した 場所の状況	※例) 山林から100m離れた農地。視界は良い。
地図	※緊急銃猟を実施した場所の様子がわかる地図を添付して下さい。本回答欄に貼り付けて いただくか、本報告の添付資料として別途提出下さい。

(3) 天気

晴れ ・ くもり ・ 雨 ・ その他()

2. 危険鳥獣に関する事項

(1) 危険鳥獣の種類等

鳥獣の種類 (★)		頭数(★) (親子の場合は その旨記載下さい)		年齢		性別	オス・メス
--------------	--	-------------------------------	--	----	--	----	-------

大きさ	全長	cm	体重 (実測・目測)	kg	前掌幅 (クマ類に限る)	cm
繁殖状況	※情報の収集方法等については、「 特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン補足資料 」Box4 も必要に応じご参照下さい。把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。					
個体識別に係る DNA 検査の 実施状況	※把握困難な場合には空欄で提出いただき、その後明らかになった場合にはご連絡下さい。					
その他	※危険鳥獣に関して補足があれば、記載下さい。					

(2) 危険鳥獣の行動履歴

※初出没の通報から緊急銃猟の実施までの間の行動履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。危険鳥獣による被害の発生の日時や自治体による対応状況についても併せて記載下さい。

(3) 危険鳥獣による被害状況 (★)

人身被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
農林水産業被害 ※該当がある場合に○をつけて下さい。	
その他の被害(具体的に) ※該当がある場合に記載してください。	

(4) 危険鳥獣の出没の原因に係る考察

※何らかの誘引物に引き寄せられたなど、想像される原因について、ご担当者様の考察を記載下さい。

3. 緊急銃猟の実施に関する事項

(1) 緊急銃猟の実施体制

①人数等

役割	人数 (うち、兼務の人数)	補足 (役職や所属、その他関連情報)
捕獲者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
捕獲者をサポートする者		※市町村職員かどうか、また、鳥獣被害防止特別措置法に基づく鳥獣被害防止実施隊の所属の有無については記載下さい。
緊急銃猟の実施の判断、緊急銃猟の実施の市町村職員への指示又は市町村以外の者への委託を行う者		※役職や所属は記載下さい。
通行制限を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名
住民への避難を呼びかける者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名
緊急銃猟の様子を記録する者		※役職や所属は記載下さい。
場所の管理者・地権者との調整を行う者		※役職や所属は記載下さい。
原状回復を行う者		※役職や所属は記載下さい。多数である場合には、簡略化して記載いただいて構いません。 例) ○○課より○名

②都道府県への応援の要請を行った場合、派遣された都道府県職員の人数と、実施した内容

③警察官の協力を得た場合、警察官が実施した内容

(2) 通行制限・避難指示、銃猟の角度等

使用した銃	※例：ライフル銃（銃の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	実包等の種類	※例：サボット弾（実包等の製品名ではなく、種類を記載下さい。）	射撃距離	※射撃時の捕獲者と危険鳥獣の距離を記載下さい
バックストップの材質			捕獲者とバックストップとのおおよその角度		
土地の立ち入りの実施状況	※緊急銃猟の実施にあたって、他人の土地への立ち入りや障害物の除去についての実施状況について記載下さい。				
安全確保措置の概要	※通行禁止・制限範囲の設定、住民への避難指示の実施方法についてご記載下さい。				
概況図	※模式的な図等を交えて説明して下さい。図の作成にあたっては、地図に本部設置場所、人員の配置、射撃位置、捕獲場所、避難範囲、交通規制範囲等を記載下さい。緊急銃猟ガイドライン P80～「事例」についても参考にして下さい。 ※手書きの図をスキャン等して画像として貼り付けていただいたり、別ファイルで添付していただくことも可能です。				

緊急銃猟の実施に係る 対応履歴	※緊急銃猟の実施のための手順の実施履歴について、可能な範囲で時系列に沿って箇条書きで記載下さい。2（2）に集約して記載した方が記載しやすい場合には、それでも構いません。
--------------------	--

（3）緊急銃猟の実施結果

危険鳥獣の捕獲等の有無（★）		有　・　無	
発射弾数		命中弾数	
		貫通弾数	
跳弾等の有無	有　・　無	跳弾の状況	
物損の有無		有　・　無	
物損がある場合の今後の対応			
その他	※緊急銃猟の実施結果に関して補足があれば、記載下さい。		

4. 緊急銃猟を実施した市町村の対応経験や事前準備の状況

(1) 過去5年間の危険鳥獣の対応経験

緊急銃猟の実施の有無	有 ・ 無
緊急銃猟以外の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の捕獲等の対応の有無	有 ・ 無
捕獲等以外(追い払い等)の方法による 人の日常生活圏における危険鳥獣の対応の有無	有 ・ 無

(2) 緊急銃猟の実施に備えた平時における事前準備の状況

対応マニュアルの 作成の有無	有 ・ 無	対応マニュアルの 作成に関する状況	
権限委任等の有無	有 ・ 無	権限委任等の状況 (委任等をしている場合には その方法を含む)	
捕獲者の確保の有無	有 ・ 無	捕獲者の確保の状況	
訓練・研修等の 実施の有無	有 ・ 無	訓練・研修等の実施状況	
加入している保険の会社名、 保険商品名、主な補償内容			
交付金の利用状況			

5. 考察

※成果や課題等について自由に記載下さい。

注) 報告いただいた情報は、緊急銃猟制度の運用の改善等に活用させていただきます。
また、報告いただいた対応事例について、都道府県及び市町村に情報共有を行う場合には、個別に相談いたします。

緊急銃猟を実施可能な能力を有する捕獲者リストの例

R 7 年(2025年) 月 日 時点

優先 順位	氏名	年齢	住所	電話番号	第一種銃 猟免許の 所持 (装薬銃)	第二種銃 猟免許の 所持 (空気銃)	1年に2回以 上の銃猟又 は射撃の練 習実績あり	過去3年以内 に使用銃器 で、クマ、 イノシシ、 ニホンジカ の捕獲実績 あり	夜間（日出 前及び日没 後）に実施 する場合の 追加要件 ※

※射撃場における五回以上の射撃において、次に掲げるいずれかの範囲（ライフル銃（腔旋を有する部分が銃腔の長さの半分以上を超えないもの（特定ライフル銃）を除く。）にあっては次のイに掲げる範囲）に全て命中させる技能又はこれと同等の技能を有する者であること。なお、射撃線から標的までの距離は五十メートルとし、射撃姿勢（銃身を架台、土のう等に依託する場合を含む。）は問わない。

イ 標的の中心から二・五センチメートル

ロ 標的の中心から五・〇センチメートル

夜間銃猟安全管理講習として、夜間銃猟をする際の安全の確保に関する知識等について、五時間以上の講習を修了している者であること